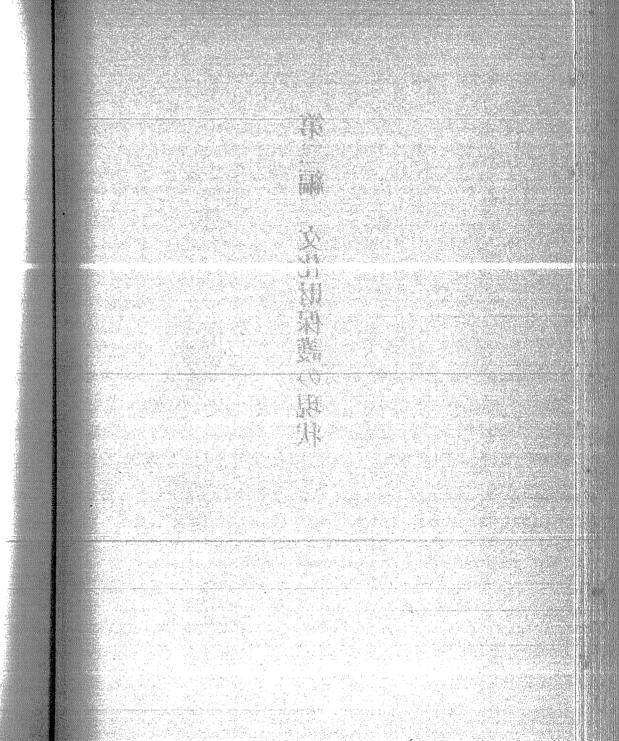
第二編 文化財保護の現状



## 第一章 文化財保護法の制定

# 第一節 文化財保護法の制定に至るまでの経緯

軽視の風潮の及ぼした影響も見のがすことができない。 されていた国宝の修理は戦後も遅々としてはかどらず、また上述のような混乱に対しても施すすべがなかつた。以上 住宅難がおこり、引揚者、戦災者などによる国宝建造物の占拠などがあり、それらによる損傷、荒廃は著しいものが 寺の維持のためにこれを売却するものも続出した。しかも課税を免れるため国宝などの虚偽の戦災申告が行なわれ のことは当時としては事情やむを得なかつた点も少なくない。しかしその根底に国民的自覚の喪失と行き過ぎた伝統 所在不明となつて転々売買されたり、 美術品の所有者たる個人も社寺も経済的安定性を失うものが多く、国宝等の保存のために必要な経費を充当する余裕 風潮を思わせるものがあつた。悪性インフレの昻進、 戦後の混乱と動揺が文化財の保存に憂慮すべき大きな影響を及ぼしたことは、ちようど明治維新当時の旧物破壊の 一方政府でも国庫財政の窮迫から国宝の保存、 自然のなりゆきに放置する傾向が生じたばかりでなく、あるいは財産税の負担に堪えず、あるいは生活や社 円かわせ安の波に乗つて海外流出のおそれさえ生じた。また戦災により深刻な 財産税の賦課、 修理に十分な措置を講ずることができず、戦時中久しく放置 農地改革、財閥解体等によつて、 国宝 重要 - 103 -

このような文化財の散逸、荒廃の危機のさ中に、昭和二十四年一月二十六日早時、法隆寺金堂の失火が起り、世界

ち、文化財保存の危機に対する識者の憂慮はその頂点に対し、この危機打開の抜本的施策に関する論議がにわかにそ 最古の木造建築物の壁面に描かれ、大和平野の上に幾度かおおつたであろう兵火、天災に堪え、飛鳥芸術の精髄を伝 の激しさを加えるに至つたのである。 一朝にして焼失してしまつたのである。この事件は国民に対し最も強い衝撃を与え、世論はわき立

早急に画期的な立法を行なうべきであるという結論に達し、その準備に着手した。 文化財保護制度の抜本的改革を行なわなければ文化国家の建設に重大な支障を生じ、悔を干載に残すこととなるから、 および改善策についても討議を重ねた。との事件が契機となつて、参議院文部委員会は会派の別なく委員とぞつて、 かねてから戦後の文化財の憂慮すべき保存状況に関心を寄せていた参議院文部委員会は、法隆寺金堂炎上の悲報に 事態の重大性にかんがみ、 災禍の跡も生なましい金堂の真向いの僧坊で関係官たちより事情を聴取し、文化財保存に関する欠陥 直ちに現地に調査班を急派した。そして事件の真相を糾明するとともに対策を

同法の全文改正法案として発足したが、 判を求めて法案の改善整備はかつた。当初委員会では、第一次案として「国宝保存法」のみの根本的改正を考慮し、 が中心となつて、 の文化財保存状況を視察し現地の世論、関係者の意見、要望の聴取等に努めた。その間文部委員会は、文化小委員会 するとともに、近幾、 係者の意見に耳を傾むけ、 委員会は問題の複雑かつ困難な特性にかえりみて、 国立博物館などの関係当局者等を国会に招いて、立法方針および改革案について幾度も懇談を行ない意見を聴収 各方面の意見や要望を整理調整し幾度も草案を練り直おし、これを発表して更に各方面の具体的批 四国、九洲、 現実に適応した立法を行なうことに努めた。すなわち学識経験者、国宝等の所有者、 東北、東海、関東、 第二次案では無形文化財をとり入れることとなり「文化財保存法」という題 立案の当初からできる限り世論および専門的意見、 北海道などほとんど全国にわたつて委員派遣を行なつて各地 各方面の関 文部

伴ない、題名を「文化財保護法」とすることとなつた。 つて行くという基本的な意図を表示するため、また文化財の保存のみならず活用の面をも規定することとなつたのに 名の新立法を行なうことに改め、更に第三次案に至つて政府、地方公共団体、国民の一致の努力によつで文化財を護

で国会は閉会となり、審議未了に終つた。同法案は「総則」、「文化財保護委員会」、「国宝その他の重要文化財」、「演 部委員会で全会一致をもつて可決され翌三十三日本会議で多数をもつて可決されたが、衆議院を通過するに至らない 第五回国会の文化財保護法案 第七次案である文化財保護法案が田中耕太郎氏外十六名を発議者として、 音楽、工芸技術その他の無形の文化財」、「補則」、「罰則」の六章及び附則に分かたれ七十五カ条から成つて その内容の主な点を要約すると、次のとおりである。 以上述べたような経過をたどつて、第五回国会において、 各派共同で参議院に提出され、 昭和二十四年五月二十一 同日文

- 文化財保護に関する事務を所掌するために、文部省の外局として文化財保護委員会を設置すること
- 委員会を構成する五人の委員の任期は五年とし、相当の給与を給することとすること
- 委員会の諮問機関として専門審議会を、また附属機関として国立博物館および研究所を附置すること
- 整に細心の考慮を払いながら、国宝および重要文化財の保存、活用について規定の整備を行なつたこと とともに、 保護すべき有形文化財を国宝および重要文化財の二段階に分かち、保護の優先順位および態様に差等を設ける 文化財の保護という公益の確保と文化財の所有権その他の財産権の尊重という相反する要請の間の調
- 無形文化財のうち特に価値の高いもので衰亡のおそれのあるものの保存の助成を行なうこととしたこと

多大の関心を持ち調査検討を行なつてきた衆議院文部委員会は、第五回国会閉会後の昭和二十四年八月に、参議院案の 衆議院文部委員会の重要文化財保護法案 法隆寺金堂の失火以来、参議院文部委員会と同様、 文化財の保護に関し

- 文化財保護委員会の委員の任期を二年とし、委員は無報酬とすること
- 専門審議会の必要的諮問事頂、分科会その他組織についての主な事項を法律にしたこと
- の 所有権の制限にわたる措置については聴聞の制度をとり入れたこと
- 名勝、天然記念物を保護の対象として重要文化財に包摂したこと
- 財保護基金制度を採用したこと 文化財保護行政の予算的独立を図り、 補助金制度や損失補償制度を円滑に運営させるため、 特別会計的な文化
- ₹ 減免税又は非課税の規定を設けたこと

案の練り直しに資するところが多大であつた。 存会、国立博物館職員組合、 いわば最も大規模かつ効果的な公聴会が開かれたと同様の結果となつた。ことに近幾各府県の教育委員会、 て一般に周知徹底したため、期せずして各方面からほとんど逐条的な批判、 ことに努めた。 第七回国会の文化財保護法案 第五回国会に発議された法案は前述のように審議未了となつたが、 日本学術会議等からの種々の詳細な批判や全国諸新聞の同法案に対する論説などは、 参議院文部委員会は、第五回国会閉会後も引続き同法案を更に一層改善、 助言の請願、陣情、 その内容が新聞紙上その他によつ 意見具申が殺到し、 修補する 古文化保 法

また衆議院文部委員会の「重要文化財保護法案」が作成されるに及んで、 両院の文部委員会の間で数次にわたる懇

第五回国会で審議未了となつた参議院案に所要の修正を加えた第十次案である「文化財保護法案」を第七回国会にお いて再び参議院文部委員会から発議することに両院の文部委員会間の意見の一致を見たのである。 打合せが行なわれ、 それぞれの法案を中心に比較検討し、 その相違点について調整の努力が払われた。 その結果

とり入れ面目を一新したのであるが、 を精査し取捨して相当大巾の修正を加えるとともに、 上述のように第七回国会の「文化財保護法案」は第五回国会の法案に対し寄せられた各方面からの批判や意見具申 その主なる修正点は次のとおりである。 衆議院案との調整段階において多くの条文においてその主張を

- することとしたこと 文化財保護委員会の委員の任期は衆参両院案の中間をとり三年とし、 委員には参議院案どおり相当の給与を給
- 専門審議会の組識、 権限については、 衆議院案にしたがい明文を置いたこと
- 天然記念物を衆議院案どおり本法の保護対象にとり入れたこと
- 所有権の制限にわたる措置については衆議院案どおり聴聞の制度を設けたこと
- は 埋蔵文化財の保護規定を新たに加えたこと
- 地方公共団体の任務および都道府県の教育委員会に対する権限委任の規定を具体的に法文に明記したこと
- 制度の外に新たに補助の制度をとり入れたこと 重要文化財の管理または修理について、第五回国会の参議院案では費用負担の制度だけをとつてい たのを、 同
- 〉 国の所有する文化財の保護について特例を明記したこと

採用しないこととなり、 なお、 衆議院案がとつていた文化財保護基金制度については、 また衆議院案の特色の一つであつた各種減免税の規定をとり入れることとして所要の規定を 今後の十分な検討に待つこととし、 差し当りこれを

加えたが、富裕税及び地方税中固定資産税について一定限度の非課税を認められた外は、 ができず本法案発議の際はこれを削除せざるを得なくなり、 問題を将来に残すこととなった。 G・H・Qの承認を得ること

部委員会に付託され、 つて同意が与えられ、ここに法隆寺金堂の失火以来一年余を経て、 ,で四月三十日衆議院文部委員会および同院本会議においてもまた全会一致をもつて、 附則第百三十一条 (地方税法 このようにして昭和二十五年四月二十五日に、 一部改正)削除の修正を加えて議決のうえ参議院に回付、五月一日参議院本会議において同回付案に全会一致をも 全会一致をもつて可決、翌二十六日同院本会議においても同様全会一致をもつて可決した。 山本勇造氏外十八名によつて発議された文化財保護法案は参議院文 文化財保護法は成立を見たのである。

衆議院における附則第百三十一条削除の修正は、同条で一部改正を行なおうとした地方税法案が、当時まだ成立を見てい なかつたので、地方税法案に先んじて文化財保護案を議決するため議事手続上削除を余儀なくされたものである。

委員会の全委員が法隆寺失火事件を契機として一年有余にわたりまれに見る熱意と努力を傾けて、 された文化財保護法案作成経過概要によると、参議院文部委員会においては本法案作成に当つて過去一年有余の間に 院の文部委員は少なからぬ苦労と日子を費やしたのであるが、参議院文部委員会で本法の提案理由の説明に当り、 て意見調整をはかりこの法案の内容を確定し、 判を受け入れ、 十九日から施行された。本法はその内容において各種文化財保護の統一法として画期的であるとともに参衆両院文部 計五十五回の会議を行なつており、 文部委員会三十二回、同懇談会十二回、同打合会一回、文化小委員会四回、 本法は昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号として公布され、 いわゆる民意を十分に酌んで草案を作成し、更に修正に修正を重ね、両院の間に互譲協力の実を挙げ そのほかに衆議院側との非公式な懇談、 作成させたことは議員立法としても画期的なことであつた。その間両 同年八月政令第二百七十六号により同年八月二 連絡は十数回にわたつている。 同懇談会三回、 衆議院との打合会三回、 各方面の恋見や批 最後に

録第十六号より転載) 成の経過を単的に示しているので、これを転載しておこう。 との作成経過概要とともに参議院文部委員会会議録に参照として掲載された「文化財保護法案作成経過記録」は本法作 (昭和二十五年四月二十五日、 第七回国会参議院文部委員会会議

文化財保護法案作成経過記錄

二四年

五三

想 委 会

プルマー、ギャラガー両氏を囲み質疑応答

- 109 -

法隆寺金堂火災に関し政府に質問

月

Ξ

翔

四	四	四	四	Бi	129	四		"	"	Ξ	_
<u>—</u> <u>Fi.</u>	MARCHA MARCHANIA	八	七	六	account.	<del></del>		″	"	"	二四より
"	文小委	"	"	文小委懇	打	文小委		怨	ll.	委	
保存法試案につき審議	保委法試察につき協議	プルマー、ギヤラガー両氏と懇談	学識経験者、国宝所有者等専門家四名と、国宝保存法改正点につき懇談	保存法改正要綱につき博物館関係者と懇談	国宝保存につき文部大臣に質問	保存法改正要綱につき密議	つき意見聴取	学識経験者、国宝所有者及び博物館員等専門家十三名より国宝保存法改正に	国宝及び重美に関する一般調査承認要求書提出	国宝保存状況視察報告	十日間余に亘り近幾・九洲・東海・東北四班に分れ国宝保存状況視察

九洲地方視察報告十日間に亘り関東、四国、九州地方に文化財保護状況視察を行う	委	三二より		五
" "	tt fi	三 三		
文化財保護法案(第八次案)について協議	, ,,	<u> </u>		
文化財に関する一般調査承認要求書提出	"	一七		
,	#		=	
,	Ŋ		=	
И	#	any result	_	
, H	#	=		
'n	#	豆豆		
文化財保護法案(第七次案)各条につき審議	"	四四	_	
中国地方、北海道地方の文化財保護状況視察報告	"	八八		
文化財関係予算案について政府に質問	"	<u> </u>		
文化財保護に関する継続調査の報告書作成提出	"	二四	<u> </u>	
「文化財保護法案修王要項」について協議	#	month prof proper	<u></u>	
衆議院作成「重要文化財保護法案」について協議	委	五.	<u> </u>	
始める。				
衆議院文部委員会作成の「重要文化財保護法案」について同委員会と連絡を		云	九	_ 四
法隆寺問題の円満解決に関し、文部省係官の報告聴取	"	<u> </u>	九	
法隆寺、尾瀬原問題について協議	n		九	
尾瀬原問題に関し政府に質問	委	六	九	
法隆寺国宝五重塔及び尾瀬原天然記念物の問題討議	懇	八	九	
文化財保護法案の立法方針協議衆参両院打合	怨	八	九	
文化財保護法案について懇談	打合	=	九	
衆議院文部委員長との協議結果報告	"		八	
右同	" .		八	
文化財保護法案についての対策協議	委		七	
七月九日まで北海道に出張、文化財保存状況視察		二四より	六	•
十五日まで山口・広島・岡山方面に出張文化財保存状況視察		七より	六	
委員長本会議報告 多数を以て可決			五.	
文化財保護法案提案理由説明 全会一致可決	委	=	Ŧī.	
文化財保護法案につき協議	衆参打	<u>=</u>	五.	
右同	懇	七	五	

五四四四四

六 元 元 九

ッ 懇 <u>ツ</u> 懇 歩

学識経験者、国宝所有者等専門家八名より意見聴取

文化財保存法試案につき審議

保存法試案につき審議

委

右

同

- 11Z
-------

四	四	四	四	四	四	=						
=	九	五.	resistant.	七	Ŧī.	二四	四四	=	七	五	<u></u>	四
n	懇	衆院との打合	"	"	#	懇	"		"	"	"	n·
文化財保護法案、第十次案作成	文化財保護法案の修正について協議	衆議院文部委員会との打合せ	"	文化財保護法案の修正について協議	文化財保護法案及富裕税法修正案について協議	文化財保護法案及富裕税法修正案について協議	右法案について協議	文化財保護法案、第九次案作成	文化財保護法案について協議・	関東地方視察報告	文化財保護法案修正点について協議	四国地方視察報告、文化財保護法案修正点について協議

備考 本表中「委」は参議院文部委員会、「懇」は同委員会懇談会、 小委員会、 「文小委懇」は同文化小委員会懇談会、 「衆参打」は衆参両院文部委員の打合会を示す。 「打」は同委員会打合会、「文小委」は同委員会文化

# 第二節 文化財保護法の目的と立法趣旨

第七回国会で成立した文化財保護法は、 本則七章百十二カ条、 附則十八カ条、 計百三十カ条から成り従前 の 国寶

に発展充実させるとともに新たに無形文化財および埋蔵文化財を保護対象としてとり入れた文化財保護の統一法であ 保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律および史蹟名勝天然紀念物保存法を廃止し、 これらの法律の内容を飛躍的

統偏重や特殊専門的観点からの文化財の保存のための保存を目的とするものではなく、文化財の保存、活用が将来に を行なうのであるという基本的な立場を採つているのである。 わたるわが国の国民の文化的向上、更には世界文化の進歩への貢献に不可欠の基礎条件であるが故にこの保存、 資するとともに、 本法の目的 本法は第一条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、 世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定している。すなわち、本法は単に懐古的な伝 もつて国民の文化的向上に

水準に向上発展させる国は、世界文化に貢献し、文化国家としての栄誉と尊敬を他国から与えられるのである。これ なお明らかにそれぞれの異質な文化的特色を保つており、 他を顧みない国とともに、 に反して、 響をとりかわしつつ、 化融合させている。さらにまた孤立した文化は、それ自体の特質の発展が緩慢であり、競い合う文化の接触は、相互に影 れた観があつたにもかかわらず、余すところなく摂取した外来文化を、年代を経るとともに、わが国特有の文化に、消 れた特質を具えている。欧洲各国は狭い欧洲において絶え間ない接触交流、 およそ一国の文化はその国の自然、 そして文化的個性を豊かに具え、たえず優れた外国文化を摂取してこれを活力とし、自国文化の特質をより高い 自国文化の特質を具えず、またはこれを失いつ、外国文化に追隨する国は、自国文化のからに閉じこもつて いよいよおのおのの文化の特質を鮮明にしその成長の速度を早めることも歴史の示すところで 世界文化に寄与するところなく文化国家の間に伍することのできないことも明ら か で あ 風土および文化的環境の下における先人の創造と伝承により培養され、 わが国は、 中世 栄枯盛衰の歴史を繰り返しながら、今日 大陸先進文化の圧倒的な影響下に風びさ <del>- 113 - </del>

道であるといわなければならない。 て寄与することとなるのであるが、 連についても、 たであろう国土自然からの感得によるほかはない。とこに文化財の保存、活用が国民文化の向上に対し不可欠の基礎 承によつて保存されてきた文化財とおそらくは国民文化の個性形成に根源的な契機となりまたは深遠な影響を及ぼし 握するのに外国文化にこれを求めることのできないことは自明なことであつて、これこそはその国の先人の創造、 の伝統と精髄を尊重し、理解し、 質をいよいよ発展させることによつてはじめて達成されるものである。この個性、特質の充実、 文化の創造発展は、その文化の個性、特質に目覚めた文化的主体性を保つて、その個性をいよいよ豊かにし、その特 い一国の文化は真の国民文化の名に価せず、 各国国民の文化の個性特質の形成の根源的契機が何であるかはにわかに推断できないが、少くとも個性、 美点を摂取して自国文化の栄養素とすることによつて実現されるのである。 したがつて文化財に特別の保護を加えなければならない理由があるわけである。さらに世界文化との関 わが国の文化財の保存、活用は直接世界文化にとつて、その文化的資源を豊富ならしめる意味におい とのことは戦争を放棄し、平和主義、国際協調主義を国是としたわが国憲法の理想実現の最善の 個性豊かなるがゆえに普遍的価値のある高度の日本文化を創造発展させ、これを世界文化に提 把握し、 それにも増して重要なことは、 更にこれを新生面に展開させることに努め、 単にそれが追随する外来文化の亜流に外ならないといえよう。 文化財の保存、活用によつてわが国自体の国民文 自国文化の伝統と精髄を理解し、 外は、不断に外国文化 発展は内に自国文化 真の国民 特質のな 伝

き立場をとるものでもなく、 以上で明らかなように、 本法による文化財の保存、 また懐古主義、 復古主義を根抵とするものでもない。 活用は、決して文化的帝国主義、 実に文化の本質に照し、 文化的鎖国主義とでもいうべ 文化財の

要な文化政策として採り上げられ、 保護が国民文化の向上発展の基礎をなすものであり、 記し、この法律運用の指標としたものである。 本法の制定となったのである。 同時に世界文化の進歩への貢献の前提条件であるがゆえに、重 第一条はこの法律の理想とし目標とするところを

本法の立法趣旨 本法の立法趣旨を明らかにすることとする。 次に本法立案の基礎となつた基本的構想につい Ę 立案審議過程において問題となつた諸点にふ

### 一文化財保護委員会の設置

時どきの政治勢力の変動に伴なつて文化財保護行政の方針が浮動したり、 運営されなければならない。 文化および世界文化を含めた意味における文化に関し高い識見に基づいて運用されなければならない。更にまたその て保護すべきか、またその保護の優先順位をどう定めるかなどは、わが国国民文化の特質とその発展推移に適応して ができないうらみがあつた。また元来文化財行政は文化の本質に関連するものであつて、 保護行政を運用する建前をとつた。従前は文部省社会教育局文化財保存課の僅か十数名の職員が行政運営の衝に当 員の真剣な努力にもかかわらず、指揮系統および責任の所在の明確を欠き、行政の統一性の確保に十全を期すること よつて構成される委員会は文部大臣の具体的な指揮監督を受けないで独立してその職権を行ない、独自の判断により する者のうちから両議院の同意を経て、 本法は文化財保護行政の責任機関として文化財保護委員会を文部省の外局として設置し、 技術面では国立博物館の調査課、 。しかしながらそれには単に行政実務経験や政治判断では期待できるものではなく、 文部大臣が任命する五人の委員をもつて構成することとした。これら委員に 保存修理課を中心とする技術陣容が担当していたが、この機構的分散は職 あるいは万が一にも時の政治勢力に左右さ いかなる文化財をいかにし 文化に関し高い識見を有 国民 0

後者は有形、 問機関であつた国宝保存会、重要美術品等調査審議会及び史跡名勝天然記念物調査会をすべて廃止し、新たに文化財 と同時に、国立博物館および研究所を附置し、 専門審議会を設置してそれぞれの部門の専門的、 委員会が高い文化的識見に基づく良識ある総合判断により保護行政の円滑適切な運営を行ない、その指揮監督下に事 性を堅持した文化財保護行政の万全を期するために、本法は文化財保護委員会を設けることとしたのである。 務局を置き、行政面および技術面をあわせて、 重による運用の定型平板化と政治勢力の介入によるその浮動低調化を避け、文化的に、権威のある、 れて保護の対象が変るようなことがあれば、とうてい文化財の保護はその一貫性を保つことができない。この実務偏 無形の文化財の調査研究を担当し、行政運用に寄与させることとしたのである。 前者は文化財の企画性ある展覧を行ない国民に対する文化的啓もうを、 委員会の方針を実務的に具体化させ、また従前の文化財保存行政の諮 技術的知識を提供させる諮問機関、 さらには建議機関とした。これ また政治的中立 そして

したが、 とおり相当額の給与を給することになつたことは前述のとおりである なお委員の任期および委員に相当額の給与を給するか、無報酬とするかについて衆参両院文部委員会の意見が対立 調整段階において、委員の任期は両者の主張の中間をとり三年とし、 また給与については参議院側の主張の

### 一 本法の対象となる文化財の範囲

本法の対象となる文化財としては、 産で、わが国にとつて歴史上または芸術上価値の高いものおよび考古資料 有形文化財 -建造物、絵画、 彫刻、工芸品、 審議過程において数次の改変の結果次の三種のものがとり入れられた。 書跡、筆跡、 典籍、古文書、 民族資料その他の有形の文化的所

無形文化財 演劇 音楽、 工芸技術その他の無形の文化的所産で、 わが国にとつて歴史上または芸術上価値

#### の高いもの

### ウ 史跡、名勝および天然記念物

すべき状況にないので、 要望があつた。この学術資料とはたとえば動植物学における基準標本であるとか学術文献として唯一無この貴重なも のであるとか今後の自然科学発展の基礎をなすものである。これら学術資料の重要なことは当然で ある が、 審議過程において日本学術会議その他から学術資料をも本法の保護対象とすべきであるという有力かつ理由のある 本法立案に際してはこれを除外した。 活用は歴史上または芸術上の文化財のそれと相当異なつた方法による必要があり、その保存状況もそれほど憂慮 拙速を避け将来の研究をまつて適切な成案を得て立法化するのが適当であるという結論に達

ので、 によつて指定され、後述するようにその管理、 重要文化財は有形文化財のうち重要なものであり、国宝は重要文化財のうちでも世界文化の見地から価値の高いも 有形文化財は本法の適用上国宝および重要文化財、 たぐいない国民の宝であるものとして特に厳選されるものである。 修理および活用については詳細な規定が設けられている。 埋蔵文化財、 およびその他の一般有形文化財とに分けられ 国宝および重要文化財は文化財保護委員会

- 117 -

設け、 埋蔵文化財については、 また研究所の調査研究の対象とされている。 その他の一般文化財については特別の保護設定を設けないが、 その濫掘の防止、 合理的発掘、 **発掘後の帰属関係および処理に関して新たに所要の規定を** 国立博物館の収集、 保管および展覧の対象とさ

には、 無形文化財については、そのうち特に重要なものであつて、 助成の措置を行なうとともに、 その創造発展の時代には国民の生活方式および時代感覚と密接に結びついていたが、 あわせてその公開活用の指導および保護の措置を規定した。無形文化財のうち 現状のまま放置すれば衰亡するおそれのあるものにつ 国民の生活方式および時

代感覚の変遷にともなつて実生活および現実社会から遊離した存在となり、 に後継者の獲得養成が困難となつているものが多い実情にかんがみ、 その保存について特別の保護の必要を認めたの その経済的基盤を弱め、 その保存、 こと

県の教育委員会による仮指定の制度も存置した。)その管理、復旧について保護および指導の規定を整備した。また新た に特別史跡名勝天然記念物の制度を設け、特に重要なものを厳選してこれを指定し、優先的保護を行なうこととした。 史跡名勝天然記念物については、重要文化財と同様文化財保護委員会が指定することとし(従前の法律と同様都道府

## 一重要文化財の再検討及び重点的保護

法制定を契機として改めて再鑑査を行なうことが要望された。すなわち、 財にされたものとしているが、 識者によつて指摘された。 八千件を越えており、 ·かにその再鑑査を行ない、本法の重要文化財に相当するものは厳選してこれを指定し、その他はすべて重要美術品 認定を解除することとしたのである。 本法制定当時従前の国資保存法による国宝は七千件に近く、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律による重要美術品も ノ保存ニ関スル法律を廃止して、 価値の低いものについてはその指定の解除を行なうことが強く要望され、また重要美術品については、 その保護がとかく総花的となり徹底を欠くきらいがあり、 これら国宝、 本法制定に際しては、 審議過程において本法施行後その再鑑査を行ない厳格にその文化財としての価値を検 重要美術品のうちにはその価値に疑問をもたれるものも少なくないこと、 さらに限られた予算による重点的保護を徹底させるために、 その新たに認定することをせず、 この過去の欠点を是正し、 現在の認定物件については本法施行後すみ 本法では従前の国宝は一応本法の重要文化 政府の指導監督も行き渡らなかつたことが 文化財の保護の効率化を図るために、 上述のとおり国 指定件

保存の万全を期すべきものとした。 宝および重要文化財の二段階を設け、 本法により国宝に指定されたものは真に国民の宝として優先的に保護し、 その

宝、重要文化財に指定されるようなものはそれぞれ独得、 美術のわが国民文化への融合の度合をいかに理解するかにあるという見解に立ち、また指定基準の法定については国 であるとの立場をとつた ものであるから、これまた文化財保護委員会の良識により文化財について個々的にその価値を判定し指定すべきもの 国の国民文化の特質およびその発展推移の正しい理解認識を基礎として良識ある文化財保護委員会の判断によつてそ の指定の可否を決すべきものである、 なお審議過程において、 国 重要文化財の指定基準を法律に明定すべきではないかなどの意見が出たが、 西洋芸術家の手になる絵画、 重要文化財は必ずしも日本人の手になるものに限る必要はない 彫刻等近代西洋美術品も重要文化財として指定すべきではな 個有の特色をもつものであつて、 西洋美術品に関し 概括的基準になじ 問題は西洋 してはわが つまない -119-

# 四 文化財の保存、活用と財産権の保障との調整

三の保障との対立矛盾をいかに調整するかという点であつた。 本法の制定に当つて最も困難かつ重要な問題は、 文化財の保存 活用という公益と所有者等の文化財に関する財産

費財という特殊性を有している。 は文化的にこそ価値の高いものであるが、 来の家宝であり、 国宝その他の重要文化財などは国民文化にとつて貴重なものであるが、同時に所有者にとつても、 あるいは社寺の信仰の殿堂、 したがつて所有者の経済的能力の乏しい場合は、 それ自体は非生産的なもので何等利潤を生まない、 対象として一般の財産と異なつた意味を持つ場合が多い。 非生産的なその管理、 いわば最も典型的な消 あるいは祖先伝 一面文化財 K

して、 窓にゆだねるならば、 殊性をもつ重要文化財等について、所有者その他の関係者の立場を顧慮することなく、 黙視しているという事例も少くない、更にまたやむを得ない経済的事情のため多大の執着を持ちながらとれをひそか 滅失または破損にひんせしめ、あるいは門外不出として国民から隔離庇匿させる結果となる。 おそれを生ずる。 の福祉の名において公権力を行使するとすれば、所有者等は堪え難い重圧をこうむることとなり私有財産権の侵害の 転売し文化財の所在が不明となる場合も終戦直後において少くなかつたことは前述のとおりである。 の資金を充当する余裕もなく、さればといつて珍重秘蔵の文化財を手離すことも忍びなく、その破損してゆく 活用の実を挙げるため次のような調整の方針をとつた。 重要文化財の保護については所有者等の財産権に不当な重圧を加えない限度において、 反面において、所有者等の財産権を尊重するあまり、 これに熱意のない、または熱意はあつても能力のない所有者等の場合は重要文化財をみすみす 文化財の保存、 活用をもつばら所有者等の任 その保存、活用に関して公共 できる限り文化財の保 以上の特殊事情を考慮 このような特

#### → 保存に関しては

- (1) 公権力により重要文化財保存の万全を図りうる法的措置を拡充徹底させた(三○条−四六条) 設命令権を加え、 る命令、 るほか、 従前の国宝保存法の規定とほぼ同様の所有者の保存上の届出義務、 所有者の国民的財産としての重要文化財の管理義務、委員会の管理方法の指示、管理または修理に関す 勧告、国宝の修理等の直接施行、 重要文化財を有償譲渡しようとする所有者の国に対する優先売渡申し出の義務を規定し、 実地調査の権限を新設し、 環境保全のための制限禁止および必要な施 現状変更の制限および輸出の制限を規定す
- 有者等の正当な意見は十分に尊重すべきことを明記し、過度の権限行使にわたらないよう財産権に対し慎重な考 右の命令、直接施行、 実地調査等の権限行使に当つては事前に公開による聴聞を行ない、 また実施に当つて所

虚を払うことを委員会および関係職員の重大な遺任とした(三九条二項、五五条二項、 八五条)。

部を国庫の負担とすることができることとしたほか、修理等の直接施行、実地調査、環境保全のための制限また する命令、 三七条三項、 は命令によつて生ずる損害を補償することとして所有者の負担軽減と財産権の保障を図つた(三五条、三六条二項 所有者の負担の重加と表裏して、管理または修理について補助の道をひらき、また上述の管理または修理に関 勧告 四〇条、四一条、四五条二項、五五条三項) 、あるいは修理等の直接施行の権限を発動する場合は管理または修理に要する経費の全部又は一

#### 母 活用については

- (1) 要文化財については出品または公開の勧告権または所有者の申出に基づく承認権のみを付与し、 の者の行なう公開の許可制を定めた(四八条、五一条、五三条) 国の補助または国庫負担をした重要文化財については出品または公開の命令を発し得ることとし、 なお所有者以外 その他の重 **—** 121 **—**
- は一部を国庫の負担とし得る道をひらき、 損害を補償することとした(五○条、五一条六項·七項、 出品に要する経費は国庫負担とし、 別に出品の代償として給与金を支給し、 いずれの場合も所有者の責に帰すことのできない事由によつて生じた 五一条 公開の場合はその経費の全部また

にある所有者に対してのみ管理義務を課することとした(七二条―七四条)。 史跡名勝天然記念物の保存、復旧についてもほぼ同様の法的措置および保護を規定した。なお史跡名勝天然記念物 市町村または都道府県その他の適当な団体の責任とすることを原則とし、 無主物であるとか、多数の所有者に属するとか、 所有者に管理させるに適しないものが多いの 重要文化財と同様の事情

本法の成立に際しては、 文化財の保存、 活用という公益と所有者等の財産権の尊重の二つの要請を調和的に運用す

るとどが文化財保護委員会に強く要望され、同時にこれに必要な予算の裏付けが不可欠の前提として強調された。 すなわち原案においては次に掲げる諸税の非課税について規定を設けた。 べきであるということが各方面から強調され、立案過程においても参議院文部委員会はその具体化に最も腐心した。 【および助战の一方途として、重要文化財、史跡名勝天然記念物、 活用についての法的規制の強化および所有者の管理責任の重加に対応して国による所有者の負担軽 無形文化財等について課税上の減免の特例を設ける

る地私、 る所得税、 化財公開の場合の入場税、B重要文化財、 (7) 富裕税 家屋税(固定資産税) は国、地方公共団体に重要文化財を売り渡した場合の対価に対する所得税、份重要文化財および無形文 (中)相続税、 17相続登記に対する登録税、H管理、修理等についての補助金、 史跡名勝天然記念物等に指定された家屋およびその敷地たる土地に対す 負担金、 出品給与金に対す

である。 に述べるもの以外はG・H・Qの承認を得ることができず、本法発議の際はこれらの規定を削除せざるを得なかつたの しかしながら、 均衝財政を厳格に要請されていた当時の国家財政事情はこれを許さず、上述の非課税の規定は、

- 課税となつた(附則第百三十条) 富裕税については、国宝その他の重要文化財、 史跡名勝天然記念物、 重要美術品は総額百万円を限度として非
- (口) この非課税の取り扱いを受ける見透しが立つた が、地方税法案が同国会において審議来了となつたので、 第七国会で審議未了となつた地方税法案の問定資産税について、国宝その他の重要文化財、 重要美術品としての家屋およびその敷地は非課税として扱われることとなり本法附則第百三十一条を設けた 同条は削除された。しかし地方税法案が成立すれば、 史跡名勝天然記念

なつたが、相続税、入場税、国等に重要文化財を売り渡した場合の対価に対する所得税の非課税取扱いは将来解決す 富裕税、 所得税法施行令第九条の四の解釈により所得税を免除されることとなつた。 固定資産税および修理等のための補助金、負担金に対する所得税の非課税は所有者にとつて相当の特典と 修理等についての補助金、負担金で相当規模の修理または減失、き損等の防止の措置に充当されるもの

### 五 宗教法人の特別取扱いの廃止

べき問題として残されたのである。

致しない。そこで本法では社寺と個人所有者との間に何等差別を設けることなく、 本法においては、これを規定しないで、所有者が重要文化財を有償で譲り渡そうとする場合はまず国に対する先渡し中 も一律に規定したのである。 重なものも多く社寺の所有に属していたという事実を前提としたものと認めら れた。 しかしながら政教分離を宣明 社寺が特別の関係にあり特別の保護が行なわれたものと解すべきではなく、国宝の現実の分布が社寺に多く。 合に限つて例外的に社寺に準じて補助することとしていた。その反面社寺だけは所有国宝を処分し、 る国宝を維持修理することができないときは補助金を交付し得ることとし、社寺以外の所有者には特に必要がある場 従前の国資保存法では、社寺について一般個人所有者と異なる取扱いを規定していた。すなわち、<br />
社寺がその所有す 宗教団体に対する特別の助成を禁止した憲法の趣旨に照して、 例外的に主務大臣の許可を受けて処分等が認められることとなつていた。これは一がいに従前、 また社寺であるということだけでその所有国宝の処分禁止を規定することも憲法の平等の原則に合 また所有文化財の処分禁止は私有財産権に対する制限としては余りにも強すぎるので、 法律上社寺に対して差別的補助の規定を設けるこ 補助についても法的規制について 担保に供するこ -123 -

出を行なう義務があることとしたのである。(第四十六条)

八十九条に違反しないかの点が立案過程において問題となつた。しかし文化財の保護という、宗教とは全く別個の目 るものではないという結論に達したのである。 また本法で所有者である宗教法人に対して重要文化財等の管理または修理について補助金を交付することは憲法第 個人所有者と同様に、 文化財の所有者としての社寺に補助することは何等憲法第八十九条の趣旨に反す

## 六 地方公共団体の任務および国民の協力

保存法においては国宝保存はもつばら国の事務とし、 都道府県の教育委員会が連絡を緊密にし、 る事項や軽微な事項について実施の責任をもたせた。また都道府県の教育委員会を経由庁とし、 務を明らかにするとともに、 しての権限が地方公共団体に与えられているのに止まつていた。 公共団体の協力を必要としなかつたのである。従前の史跡名勝天然記念物保存法においても、仮指定および管理団体と 力なしでは十分に本法の目的を達成することはできないという結論に達した。したがつて本法は地方公共 常に文化財の現状を明確に把握し、 本法制定に当つて地方公共団体を文化財保護に関しいかなる地位に置くべきかが重要な論点となつた。従前の 輸出の禁止をなすことに止まり、 活用についてはるかに徹底した指導監督と助成援助を行なう建前としたので、 都道府県および五大市の教育委員会に対する権限委任の規定を設け、 両者一体となつて本法の運用を果させることとした。 後者は前者の方針に従つて実施に当り前者は後者の意見具申などによつて その常時の管理について深く国が関与しなかつた同法の建前からは地方 地方公共団体は関与しなかつた。国宝を指定した後は、現状変 しかし本法は保護文化財の範囲を拡大したのみなら (三条、 文化財保護委員会と 九九条一百四条) 各種の急を要す 地方公共団体の協 団体の

十全を期することができないばかりでなく、所有者が文化財を公開、 その理解ある協力を求め、国民の間に自主的な文化財の保護、尊重の気運を促進せしめることにあつた ともい い得 び意図を明示したものである。 ために行う措置に誠実に協力しなければならない。」と規定したのも本法にこめられた上述のような立法者の熱望およ がその文化財の保存、 ないことはいうまでもない。 ととながら地方公共団体は文化財の保存に要する経費を補助することができる旨の明文を設けたのである にまた都道府県はもとより市町村も本来の固有事務として地方文化の振興の任務を持つており、 ならない。」と規定し、 の発動をまつことなく文化財の保存、 し国民の間に文化財に対する軽視ないし無関心の傾向がはびこれば、 第四条において所有者等の心構えとして、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産である は論ともなれば、 文化財の保存、 最後に、文化財の保護は所有者、 文化財の所有者その他の関係者が「家宝秘蔵」の観念から脱却して、文化財が貴重な国民的財産であること、自分 行なうとしてもその効果の多くを期待することはできない。 これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開する等その文化的活用に努めなければ 活用に助成を行なうことは固有の任務としなければならない。この趣旨を明らかにするため当然の 国の施策はおのずから推進せられ、 活用の直接の責任者であることを自覚することが文化財保護の根抵をなすものである。 一般国民の心構えとして、 本法の最大の意図は本法の施行を転機として、文化財保護の文化的意義を国民に訴え、 その他の関係者はもとより一般国民の理解と認識がなければその目的を達成でき 活用は全うされ、 「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成する 国民文化の向上発展に大なる効果をもたらすであろう。 所有者もまたその光栄と責任の自覚を促され政府の強い権限 活用しようとしても安んじてこれを行うことが 国がいかに施策に腐心しても文化財 一般国民に誠実な協力と強い関心とがありそれ その地方に関係の深 の保 (百五条)。 存に

**—** 125 **—** 

い、本法の趣旨に基づく文化財保護行政の良識ある、かつ、 に、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない しなければならない。」と規定し、 上の基本的な要請として「政府及び地方公共団体は、 いものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、 団体の任務として「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできな 以上が本法の主要点についての基本的構想および立法趣旨の大要であるが、最後に本法第三条は政府及び地方公共 政府と地方公共団体が一体となつて、所有者等の財産権の尊重に十分の 注 意 との法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重 効果的な運用に当るべきことが強調されている。 。」と規定し、第四条第三項において本法執行 その保存が適切に行われるよう

ておこう。 最後に本法の趣旨達成のため政府の果すべき任務として、立法過程において、期待され、強く要望された点を挙げ

つて行なうこと。 懐古的偏見に堕し、 重要文化財や史跡名勝天然記念物の指定、助成すべき無形文化財の選定に当つては、 あるいは総花的に流れることなく、 国民文化の向上発展に着目し、 あるいは復古的ないしは また世界文化的視野に立

ができない特殊性をもつもつであることを認識し、 文化財が将来の国民文化の向上発展の基礎をなすものであり、一たびこれを失えば永久にこれを再現すること その最も効果的な運用に努めること。 その保存、活用のため文化国家にふさわしい適時適額の予算

(II)

な指導を行ない、 文化財の保存状況を明確に把握し、 指示権、 命令権、 所有者等の財産権を尊重しつゝ、周到の注意を払つて管理につき常時適切 勧告権、 直接施行権、 実地調査権の級厳よろしきを得た運用に努めるこ

(=) 適切な文化財活用計画を樹立し、 国民の文化的向上およびその時々の文化的要請に適応し、またわが国の文化を世界に認識、 その活用の文化的意義について所有者等を啓蒙し、 良識ある連用に 努めるこ 理解させるために

に これを尊重し、 一般国民の文化財の価値、認識のため啓蒙、指導に努め、 鑑賞し、究明して自己の文化的向上に努める気風を助長すること。 一般国民がその保存につき積極的に協力するととも

#### 三節 文化財保護法の運営

### 文化財保護委員会の機構

び研究所を擁していた。 附属機関として、諮問機関である文化財専門審議会ならびに東京上野に置かれた国立博物館 (奈良に分館を置く。)およ 中心機構は、文部省の外局として置かれた文化財保護委員会であり、二部六課(ほかに一臨時室)からなる事務局と、 文化財保護行政は、かくて文化財保護法という独自の法律をもつて、新しく意欲的な活動を始めたのである。その

ととになつた。さらに昭和二十七年七月の文化財保護法の一部改正では、 また東京も東京文化財研究所と名称を改めともに文化財保護委員会の附属機関として文化財保護行政の一端をになう して、 昭和二十六年十二月には、文化財保護法の一部改正により、恩賜京都博物館が国立移管となつて京都国立博物館と また東京も東京国立博物館(奈良に分館を置く。)と名称を改め、奈良には新しく奈良文化財研究所が設置されて それまで東京国立博物館の分館であつた奈

名を冠して、 昭和三十二年七月、 省組織令の制定により 属機関の充実がみられたのである。 良の博物館が独立して奈良国立博物館となり、ここに一諮問機関、 それぞれ東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所となつた。)また事務局の内部も昭和二十七年八月の文部 現在の六課一管理官室の構成となつた。 部制を廃して七課の構成となり、その後昭和二十九年六月、 (なお文化財研究所は、昭和二十九年五月の文化財保護法の一部改正によつて「国立」の 三博物館、二研究所という文化財保護委員会の附 昭和三十一年三月の改正を経て

正を経て、 なお、 文化財専門審議会の構成は当初四分科会(十部会)であつたが、昭和二十八年一月及び昭和三十一年三月の改 現在、 民俗資料、 第一分科会(絵画彫刻、工芸品、書跡、考古各部会)、第二分科会(建造物)第三分科会(史跡、名勝 埋蔵文化財各部会)第四分科会(芸能、工芸技術、 技能各部会) の四分科会 (十二部会) となってい

る旨の規定を定めることによつて、 一方昭和二十六年十二月の文化財保護法の一部改正は、都道府県の教育委員会に文化財専門委員を置くことができ 地方における文化財保護行政の充実強化を期した。

### 二 文化財保護法の一部改正

月の改正を経ながら制定以来三年有余の行政運営の経験に照らして、 定された文化財保護法は、前述のとおり附属機関の機構の改正を含めた昭和二十六年十二月の改正、昭和二十七年七 正をみることになつた。昭和二十四年来一年有余の慎重な検討を続けて後、昭和二十五年五月議員立法として制定を みた文化財保護法も、 以上のように、 文化財保護委員会の行政機構を強化して文化財保護行政は進められてきたが、昭和二十五年五月制 その目するところの難かしさから制定後も研究が続けられ、 昭和二十九年五月法律全般に目を通しての大改 いわば行政的な面からの磨きをか

ける改正の必要があつたのである。

この改正点の主要なものをあげると、次のとおりである

・重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。

上特に必要があると認めるときは、管理団体を指定することができる旨が明記された。 関する特例規定の中で、 る場合は異議申立てを行なうようにしたのは、重要文化財と史跡名勝天然記念物との態様の相違であろう。なお国に は所有者および権原に基づく占有者の同意を必要としているが、史跡名勝天然記念物にはこの規定がなく、 の管理団体の指定はあくまで所有者管理の例外的取扱いとして出発している。重要文化財の管理団体の指定につい かし史跡名勝天然記念物については、この改正で管理団体指定の要件として制限的言辞が加えられ、 までは史跡名勝天然記念物についてだけ認められていた管理団体の制度を重要文化財にまで及ぼしたものである。 重要文化財(このことは、重要民俗資料についても同じ考え方で準用されている。)の管理の十全を期する た め、 . 「所有者もしくは管理責任者による管理が著しく困難もしくは不適当であると明らかに認められる場合」とされ 管理団体の指定が管理の原則的なものとして取り扱われてきたという歴史を有するのに対し、 国の所有に属する重要文化財、重要民俗資料または史跡名勝天然記念物についてもその保存 重要文化財と同 重要文化財 不服のあ 改正

-129 -

無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。

ものを、 ついて助成の措置を講ずべきものとされていたのであるから、国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものでない 改正前までの無形文化財に関する取り扱いは、価値の高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものに 重要無形文化財として、 価値は高くとも助成の措置を講ずることができないこととなつていたのであるが、 価値の観点からのみ指定する制度をとり、 保護についてはその状況に応じて助成措 無形文化財のうち重要な

置を講ずるものとして、重要文化財等の指定と同じ体制をとることになつたのである。ただし重要無形文化財として 保持者の認定を行なうことにした。 無形の「わざ」そのものであるので、 その存在を具体化するため重要無形文化財を指定に当つて

文化財についても必要あるものを選択して記録の作成等の措置を講じうるものとした。 その保存に当ることを適当と認める者という広い範囲で補助をなし得ることにした。また重要無形文化財以外の無形 ては、重要文化財等のような修理、防災といつたことは考えられず、記録の作成、伝承者の養成その他がとらえられ、 重要無形文化財の指定およびその解除の手続等は重要文化財等の場合と大差ない。重要無形文化財の保存措置とし

保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと

保護上支障となつていたことから別個の体系の下に保護することとしたのである。 かつ、有形の民俗資料でも無形のものを背景とするので、これまで重要文化財に指定されたものはなく、 なつていたが、 改正前までは、 民俗資料は、 民俗資料は有形文化財に含まれていたので、そのうち重要なものは重要文化財に指定されることに 重要文化財とは価値の観点を異にするばかりでなく、民俗資料には無形のものもあり、

に要する経費の一部を補助することができるものとした。 ては特に資料的価値の高いもの等必要なものを選択して、 よる公開の場合の制限を、重要文化財の場合の許可制にくらべて事前届出制に緩和した。また無形の民俗資料につい きは重要文化財の場合と変わるところはない。 行ない、または適当な者に対し、 なお有形の民俗資料のうち重要なものについて重要民俗資料の指定の制度を設けたが、指定およびその解除の手続 当該無形民俗資料の公開もしくはその記録の作成、 この重要民俗資料の保護については、 委員会自ら記録の作成、 この取り扱いは、 重要無形文化財以外の無形文化財の記録 記録の保存もしくは記録の公開を 記録の保存もしくは記録の公開 現状変更、輸出または第三者に

の作成等の場合と同様である

けたこと。 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権および他の公益との調整に関する規定を設

制度が設けられたものである。 文化財保護行政が私権および他の公益との調整をはからなければその運営の実をあげ得ないものである と こ ろ か 一方においてその調整をはかる旨の訓示規定を掲げ、その訓示規定の趣旨を具体化するものとして異議申立ての

等の許可もしくは不許可、印重要文化財または史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときの一定の行 に限られている。 為の制限もしくは禁止、 いう考え方もあるが、濫訴の弊と行政事務の非能率を避けるための重要文化財または史跡名勝天然記念物の現状変更 異議申立ての制度のあり方としては広く法に基づく処分に不服のある者に対して、すべて異議の申立てを認めると または必要な施設をすることの命令、 い史跡名勝天然記念物の管理団体の指定の三つの事項 -131 -

したこと。 史跡名勝天然記念物の無断現状変更等に対し、 原状回復命令の制度を設けるとともに、 刑罰を課しうるものと

にし 私権の尊重を考慮し、 に対してとかく保存の徹底を欠きがちであつた史跡名勝天然記念物の保護の強化に資するものである。 許可の条件にしたがわなかつた者および環境保全命令に違反した者に対して、原状回復命令を出すことができるよう 史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為について文化財保護委員会の許可を受けず、 さらには行政代執行法の適用によつてその全きを期することにして一方において罰則を強化して、 そのための新しい規定を加えながら、 他方においてまた私権の尊重を考慮すればこそ悪質な行 一方において 悪質な行為 または

為者に対しては毅然たる態度を貫とうというこの種の規定は今後の文化財保護の進み方を示しているのであろう。

ところでとらえられるものであつて、法律条文の構成上、民俗資料関係と史跡名勝天然記念物関係との間に位置して 形文化財から切り離されたことから有形文化財のみならず民俗資料を含み、 いるのは、 俗資料、記念物というようにそれぞれ分類された文化財の各分野にわたりながら、これらの分類とは平面を異にした に含まれると解されるので、独立した体系の下に取り出したのである。このように、埋蔵文化財は、有形文化財、 保護とは、 。改正前までは、 以上のほか、埋蔵文化財の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して一章を設けて規定し 法律改正上の技術的制限からきているのである。 埋蔵されている「文化財」の保護ということであつて、その「文化財」がこの改正において民俗資料が有 埋蔵文化財の保護は、有形文化財の保護制度の中に取り入れられていたのであるが、埋蔵文化財 さらには貝塚、 住居跡等の記念物もこれ

勧告を遵守するためにとられなければならない措置問題という今後の研究課題を残しているのである。 あるという調整を要すべき問題と、 古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合について届出制をとつたと この埋蔵文化財に関する改正規定の中で特に注意すべきは、 このことは各種の開発事業の振興が、他面それにともなう土木工事等によつて文化財を破壊するおそれが 一九五六年十二月に出された「考古学上の発掘に関する規制」というユネスコの 土木工事その他埋蔵文化財調査以外の目的で、

られてこそ光を放つものであろう。 えて前進してきた。 以上の改正点を中心として、 しかし法が掲げる理想の姿も実際の運営に当つての万人の深い理解と強い文化財愛護の精神に守 昭和二十九年五月文化財保護法の大改正を行なつた後の文化財保護行政は、 歩調を整

## 第二章 美術工芸品の保護

## 第 一 節 美術工芸品の調査指定

# 文化財保護法の施行と重要文化財の指定

たが、とのほか重要美術品等の保存に関する法律で認定されていた重要美術品が七、 文化財保護法が施行された時、重要文化財という名称にきりかえられた旧国宝は、 九三八件あつた。 美術工芸品で五、八一三件あつ

<del>--- 133 ---</del>

十九年一回、二十年一回、終戦直後の混乱期には認定が一時停止されて、二十三年一回、 月二十八日の同第一四八号までで、 建造物を含めて合計六十六回、官報告示でいえば昭和八年七月二十五日の文部省告示第二七四号から昭和二十四年五 ば二十六回までで、以下大正三年四月十七日の告示からは文部省所管に移つている。一方、重要美術品の認定回数は 四年五月三十日の文部省告示第一四九号に及んでいる。内務省所管であつたのは大正二年度まで、指定の回数でいえ 一回、十一年四回、 回、計八十七回にわたつて行なわれ、その官報告示は明治三十年十二月二十八日の内務省告示第八八号から昭和二十 とれらの国宝指定は明治年間に二十四回、 十二年十一回、 十三年七回、十四年三回、十五年二回、 それぞれの年の認定回数をあげてみると、 大正年間二十九回、 昭和に入つて文化財保護法ができ るまで に三十四 十六年三回、十七年二回、十八年一回、 昭和八年に五回、 最後に二十四年が三回とな 九年十一回、

要文化財に、 にはまだ調査されないままに埋もれている優れた文化財も、 財に指定し、その後は法律の効力の停止によつてすべて整理されるべきものとなされた。 れてきた重要美術品等認定物件は、今後新しく認定されることは中止になつたが、その時までに認定されているもの り、重要文化財に横すべりした旧国宝からは、 については、 慮され、 い国宝に選び出し、 みられた混乱の一因は、 新らしい文化財保護法の立法の趣旨の一つには、 とれまで指定されてきた国宝の整理と文化財保護法施行で廃止された重要美術品の整理とが大きな眼目にな あるいはさらに国宝に指定してゆくことも、委員会に課せられた業務の一つであつた。 「当分の間、 「たぐいない国民の宝」として万全の保護を加えることとなつたのである。 保護すべき対象が多すぎることにもあるというので、量と質の両方面からその再検討が考 なおその効力を有する」と定められ、 さらに一段高い基準で「世界文化の見地から価値の高いもの」を新し 文化財の重点的保護ということがあつた。 全国的には数多いのでこれらの未指定物件を調査して重 なるべく早くそれぞれの価値にしたがつて重要文化 また整理ばかりでなく、一方 戦後の文化財保護行政 昭和八年以降認定さ **—** 134 **—** 

あつた筈のものが、 後のたけのこ生活で売り払われて所有者が変つていたり、 一、争の傷手をうけた家なき人びとを住まわせて煮炊きをさせるようなことにし、 しかしながら未曽有の大戦争と敗戦という冷たい現実は、文化財保護よりも衣食住に追われて国宝建造物のなかに ひよつこり市場にあらわれたりして、何よりもまず文化財の確実な把握が先決問題であつた。 所在が転々としていたり、甚しきは戦災で焼けたと報告が 動産である美術工芸品の場合は、 戦

会になってはじめての目録である。 紙の謄写版印刷の粗末なものだつたから、厚さ四センチほどの大部のものができあがつたが、 このため美術工芸課では第一の作業として重要文化財仮目録をつくり、各都道府県の教育委員会へ配布した。 ザラ とれには次に掲げるような所有者届の用紙(裏面には法律の条文を印刷してある)を これが文化財保護委員

添え、 一応その重要文化財の所有者としてみとめてゆくわけである。 それぞれの所有者から各都道府県教育委員会を経由して届け出てもらうこと にし た。 (第一表参照) つまり届け出をした者

装

(昭和 华 月 E 都道府県教育委員会経由印

重要文化財(旧国宝)所有者届(本届出書は一枚につき一件限りとすること)

名 ぴ 圓

<del>-</del> 指定

= 指定当時の所有者の氏名若しくは名称及び住所

四 前号と現在所有との間にあつた所有者若しくは名称

Ξį 現在の所有者の氏名若しくは名称及び住所

右のとおり届け出ます。

昭和

月

Е

届出人

氏住

EIJ

文化財保護委員会委員長殿

要文化財をわけた昭和三十三年三月現在の総合目録まで、 後のことになるが、この届け出を基礎にしてつくつたのが昭和二十七年の重要文化財(美術工芸品)目録で、国宝と重 委員会発足以来、仮目録を入れて三度目録をつくつたこと

も記念のためにここに掲げておこう。 次の仕事は、これらの届け出に対して仮指定書ともみられる重要文化財指定通知を交付してゆくことだつた。 (第二表参照) これ

文委保第二十八号

昭和二十五年十二月二十日

文化保護委員会事務局長 森 田

重要文化財指定通知について

定曹は追つて交付しますが、それまでの間、当該物件の所有者変更・所有者の氏名若しくは名称又 年八月二十九日付をもつて、 員会に提出して下さい。 は住所の変更・所在の場所の変更の場合にはそのつどそれぞれの届出書にこの通知書を添え、 御所有にかかる左記の旧国宝物件は、文化財保護法第百十五条の規定により、 重要文化財に指定されたものとみなされましたので御通知します。指

追つて、当該物件にかかる旧国宝指定通知書を速かに当委員会に御返還願います。

記

るのは、 の回収は昭和二十七年頃まで力を入れたが、せいぜい三分の一たらずしか戻つて来なかつた。 の事務局長名の通知書は薄手の西洋紙の印刷でいかにも安つぼく、所有者に喜ばれなかつたのも一理由であろう。 うが、厚手の日本紙に文部省の印を捺した昔の通知書が立派で、 在、実はあまり進んでいない。さらに「当該物件にかかる旧国宝指定通知書を速かに当委員会に御返還願います」とあ これは後にふれるつもりだが、 所有者側がなかなか励行してくれなかつたからで、勿論、 文中に 「指定書は追つて交付しますが……」とある指定書交付が、 いかにも権威があるようにみえるのに反して、 戦争中に紛失したり焼失したりしたのもあつたろ 十年を経た現

## 文化財専門審議会第一分科会の開催

なければならないのである。したがつて国宝重要文化財の指定基準の決定、それにもとづく国宝重要文化財の指定や解 はなかなか決まらず、 文化財の指定基準や戦災で焼失した重要美術品等の認定解除などが諮問第一号として審議された。 除が、これら重要事項の一つとして、文化財専門審議会への諮問やその答申を経て行なわれたことはいうまでもない。 ことを任務としている。その答申をそのまま採択するかどうかはもちろん文化財保護委員会の自由な裁量に委ねられ の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する専門的、技術的な事項を調査審議し、委員会の判断の資料に供する 文化財保護委員会発足とともに新らたに設置された文化財専門審議会は、 一回の専門審議会は昭和二十五年十二月二十一、二十二日の両日にひらかれ、美術工芸品の関係では、 史跡名勝天然記念物調査会等を統合したもので、 委員会は法律に定められた重要事項については、 翌年二月の第二回の会議でも継続審議され、同年五月二日付けでようやく議決答申が文化財保 権威ある学識経験者を専門委員とし、文化財保護委員会 決定を行なう以前に必ず専門審議会の意見を徴さ これまでの国宝保存会、重要美術品等調 指定基準について 国宝重要 **—** 137 **—** 

掌事項は 係の第一分科会はさらに、絵画・彫刻、工芸品、書跡、考古の四つの部会にわけられた。第一分科会で審議すべき分 、は盗難の防止の措置の施行、 ところで文化財専門審議会は、美術工芸品、建造物、記念物、無形文化財の順で四つの分科会にわかれ、 国宝を含む重要文化財の管理または国宝の修理に関する命令、委員会による国宝の修理または滅失、き損もし 「建造物以外の有形文化財 重要文化財の現状変更の許可、 (埋蔵物であるものを除く) に関する事項」で、 輸出の許可、 買い取りなどが文化財保護委員会から諮 重要文化財の指定および解除の

子で巧みに処理された御様子が忘れられない。 年十二月の改選期には事務局再三の懇請にもかかわらず委員就任を受諾されず、その後いくばくもなく逝去された。 にして哀惜の思いがつきない。ことに辻先生は専門審議会の会長もつとめられ、創設以来二期にわたつて煩雑な会務 の総攬をいとわれなかつた。だんだん健康がすぐれなくなつて、立居に不自由を感じられるようになり、 後藤守一の諸先生の第 専門委員のうち、 問されて、この分科会ならびに部会で審議答申すべき主な事項であつた。 藤懸先生は第一分科会長として永く、瓢々たる白髪童顔で議長席について、 香取秀真、折口信夫、柴田常恵、 第一分科会所属は約四十名で、 一分科会の会議の席上における温容など、まだわれわれの記憶に新らしいのに、既に幽明を異 芝葛盛、奥田誠一、辻善之助、尾上八郎、明石国助、三矢宮松、 この十年の間には物故された委員も多い。 九十人以内で組織される文化財専門審議会 白熱する論議を一種のとぼけた調 北原大輔、 神津伯、 藤懸静也、 昭和二十九

予定のほぼ八〇%以上の作業を終えたものとみてよかろう。 対して約一〇%弱になる。 定のための再調査件数で、 で、この時議決答申されたのは一四四件だつた。以後昭和三十五年八月末現在まで回を重ねること十三回、 重要文化財から国宝を指定するための第一回の文化財専門審議会は、 総件数(重要美術品等認定物件や未指定物件から新らしく重要文化財に指定されたものを加えて)七、 六 一二件に とのなかには格上げに至らぬものもある筈だから、 当初の予定でいえば、 保護法施行当時の旧国宝総件数五、八一三件の約二〇%が新国宝指 美術工芸品の国宝指定に関する限りは 昭和二十六年六月四日から 七日まで 指定件数

-139 -

### 三 重要美術品等認定物件の整理

方 これも保護法施行当時の大きな眼目の一つだつた重要美術品等認定物件(略して重美といつている)の重要文

認定を取り消したもの二件、あわせて前記の七八八件になるわけである。 化財への指定等による整理は、保護法施行当時の件数七、九三八件に対して七八八件である。 あるので、指定件数として挙げた数字には、見方によつて多少の差は生じる。 も一件を二件の重要文化財に分割したり、二件の重美をあわせて一件の重要文化財に統合にしたり一 国会方面からも要望されてきた。 いるものについてのみ「当分の間」有効ということに定められたのだが、 べたように、重要美術品等認定物件の保存に関する法律は文化財保護法施行とともに廃止され、これまで認定されて 八月末まで十四回の審議で、 重美から重要文化財に指定になつて整理されたもの七八六件、ほかに海外輸出許可等で この重美整理を一日も早く完了することは 周知のとおり、また本項および別項にも述 重美の場合は委員会発足後昭和三十五年 もつとも旧国宝も重美 ーという場合も

ているものであるから、一般古美術なみに野放しにすることもできない。 この整理が一応完了した場合、重要文化財に遂に昇根しなかつた残りの分をどうするか、-三十六、三十七年の両年度には完了すべく、 らようやくそれをみとめられ、昭和三十五年度にその緊急性から大巾の増額をみた。重美の整理はいまのところ昭和 にとつてもこれは常に気にかかつたことで、年々この緊急処理のための予算要求をつづけ、昭和三十二年度僅かなが 経済状態の混乱期には所在確認のいとまのないほど所有者が転々とした。 してもらうことも一方法であろうが、これは先方の自主性を尊重すべきで、文化財保護委員会として指示することでは しかし重要美術品はその値ごろからいつても文化財としての価値からいつても、最も動かし易いもので、 府県教育委員会の協力ももとめて文書による照会を幾度か行なつたが、あまり実効を得られなかつた。 なお検討の余地はある。未指定物件の重要文化財指定は今後にも続いてゆくことで、 美術工芸課では業務の主眼を修理とともにここに置いて努力している。 美術工芸課では所有者と所在確認のため -府県指定の文化財として、各府県で保護 -ともかく重美に認定され 指定すべき新発見の 終戦後の

定し、それ以下のものは海外へ輸出されてもやむを得ずと考えることも可能である。 際の措置については今から慎重に考えておかなければならない問題であろう。 文化財は将来も出てくるだろうから、未指定同様の取り扱いになつた拾い残しのものをこの場合重要文化財として指 は資料篇に収めてあるから参照されたい。 国宝 重要文化財の指定に関する諸統 いずれにしても、整理一段落の

## 四 明治美術の調査と文化財の総合調査

の今後はどの方向に重点がおかれるべきであろうか。以下、今後の問題点として一、二述べてみよう。 国宝指定がほぼ峠を越し、重要美術品の整理も近く一段落しようとしている現在において、美術工芸品の指定調 查

文字にあらわされたところだけでは割り切り得ない難かしさがあるし、 ので、これら参考作品の調査に相当の困難があると思われる。 作家の代表作品の所在はわかつていても、 も時代が新しいので、指定の基準をどこに置くかが問題である。もちろん国宝重要文化財の指定基準はあるが、 先ず第 作品の時代が新しいにもかかわらず、 一に問題とされるのは明治美術の調査指定である。明治時代の絵画、彫刻、工芸品等は何分にも作家も作品 それを指定するには他のものも参考として比較検討をしなければならな 全国各地に散在していて所在確認に非常な困難と苦労が予想される。ある またいままで未指定で顧みられな かっ たか その

象に古文書特別調査を行ない、 はちがつて、僅かながら特別調査の予算が認められてきた。一件で数万点をかぞえる経巻類など、 ものと同列には考えられないものがあるので、 一カ所に集中している未指定文化財の総合調査である。 これには担当技官のみならず部外の専門学者も参加してもらつて、 高山寺 (京都府)、 金剛塞寺 とれまでも書跡については、 (和歌山県)、 唐招提寺(奈良県)、 書跡の員数は他の 一定期間、 絵画 などを対 一定題

所の古文書を集中的に調査のうえ、 重要文化財指定候補物件をえらび出した。

は明治美術とともにこの問題を検討し、 査ならば委員会自体が自らの予算で実施すべきでもある。 なうものではないので、 つて企画され、文化財保護委員会や国立博物館が協力をもとめられて技官を参加させたこと はある。 専門学者の眼にふれていなかつた優品がいつのまにか市場へ出、さらに海外へ売られるという例がないとは 植信徒も了解のうえで什宝を売り払いながら社寺全体の経営維持につとめている場合もあるから、 候補物件を早く発見して保護してゆくという考え方である。ある社寺では戦後財政的なよりどころを失つて、氏子や ぶつたまま眠つているところが相当にある。これらに対して各部門の技官を動員して集中的な調査を行ない、指定 ところが社寺のうちには、文書のみならず、 総合調査はこれらを未然に防ぐためにも役立つであろうと思われる。 教王護国寺) の総合調査や高野山 委員会の目的とするところと必ずしも一致する調査とはいえないし、また当然行なうべき調 計画を考えつつある。 (和歌山県) 絵画、彫刻、工芸品など多くの未指定物件をもち、これらがほこり の総合調査がそれであるが、 これは直ちに実現しないかもしれないが、 いままでこういう総合調査が新聞社等によ これらは保護委員会が独自に行 いままで埋もれて われわれとして たとえば東寺 いえな

はかるべき時が来ているといえよう。 美術品の整理のために、 味はもちろんであるが、 しかしながら、 事情のゆるす限りは控え目でありたいと思うのである。そういう意味では、これまでは旧国宝の再調査や重要 調査は早く、 いわば指定を急いできた傾向もあつたが、十年の歩みの経過において漸次実施方法の転換を 指定という国の意思の発動は好むと好まざるとにかかわらず私権に制限を与えることになる 指定は慎重に一 -というのがわれわれのとるべき態度で、 これは指定の適確を期す意

指定を急がないもう一つの理由は、 その前に台帳整備を進めなければならぬためもある。 国宝重要文化財指定のた

要項を毛筆で書いて台帳とし、 指定物件から重要文化財に指定するために調査したものは、 の名義を裏書して、 書交付原簿がつくられ、最後に指定書が所有者に交付されて、 宝。重要文化財指定の仕事も完全なものになるというべきであろう。 書の交付原簿を中心に参考資料を収めておく台帳室ないし資料室の設置も必要であろう。国宝重要文化財の戸籍簿で ぬところを写真で補なうように、 専門審議会からも要望が出たが、 ならなかつたり、 の処理によつてふたたび大半が滅失の憂き目をみた。 る重要文化財の台帳は大正十二年の関東大震災で大半が焼失し、 めに調査を行なえば、 して整備につとめつつあるが、 遺憾ながら過去十カ年間に一番進捗しなかつた仕事であつた。 こういう設備は夢のような理想ではなく、 すでに物故した先輩の調書にそのままたよつたりしている例は相当ある。台帳整備促進については 指定物件に添えられて継承されてゆく。 そこに当然調書がつくられ、 写真は別に台紙に貼るという大福帳式の現在の台帳も甚だ時代おくれで、 何分にも件数は多いし、明治大正時代の古色蓋然たる写真をいまだに使用しなければ 予算や人手の関係でなかなか満足な結果が得られないのが現状である。 焼付を貼付したカード式の近代的な台帳の整備が必要であり、 またその調書から指定物件の台帳が、 現実当面の重要課題である。 もちろん国宝指定のために再調査したものや、 これはきわめて地味な、 台帳も写真も揃つている。それ以外のものも漸次再調査 この指定書は株券のように所有者が変つても新所有者 その後着々と整備されつつあつたところを、 これには相当な理由もある。 これを完備した時には しかし最も基礎的な仕事である またその摘要を記した指定 またこの台帳や指定 すなわち旧国宝であ 重要美術品や未 文字の及ば また用紙に じめ て

- 143 -

## 第二節 美術工芸品の保存修理

国宝・重要文化財の保存修理について、 文化財保護法は、 所有者または管理団体が、 その宝物類に修理の必要が生

修理施工にあたつては、 じた場合、修理費の負担にたえないなどの理由がある時は、国として補助金を交付することができること、またその 国が技術面における指揮監督をすることができる旨を規定している。

うようなことが考えられる。 美術工芸品の修理の一、二の例をあげてみると、 金具類の折損、 彫刻類では材質の破損、 鎧の威糸、 小札の朽損、 腐朽、 矧目のゆるみなどの補修および防虫、殺虫等の措置。また、工芸品・ しま 絵画・書跡では糊離れ、折れ、裂け、虫喰い、 欠失、刀剣類の錆、 染織品の破れ、繊維の老化等の補修とい 顔料の浮き上り等の

作品かと驚くばかりに生れ変らせるのである。 けがえのない貴重な文化財に直接手をくだし、 の姿にしたものを、 工芸品等、取り扱われる対象はいろいろであるが、 間もなく見事に修復する。 とれがあの破れや裂けが沢山あつて、 はた目には、ばらばらに解体して一体どうなるのかと心配されるほど これらの修理にたずさわる技術者は、 寸断直前にあつたむごたらしい 6) ずれ もか

その技術はいわば神業に近いもので、文化財の修理技術者はこういう技能を体得している者ばかりであ 起死回生の大手術にも似た施工を安んじてまかせることができるといえる。 る

生命に終止符を打つことにもなりかねない。 仕事以上に厳しく要求されている。 られていない。 気を要する割合に、 これら施工者の繊細にして特殊な技術は、長い修練と経験によつて磨き上げられたものであるが、 施工上にもし万一僅かの誤りでもあつたとしたら、 しかもその十二分の努力と責任と配慮から、修理が立派に完成しても至極当然のように扱 いわば縁の下の力持ちのような地味な仕事であるので、ほんの一部の人々にしかその真価を認め 割りの悪い仕事でありながら、 いままでの努力が水泡に帰すばかりか、修理技術者としての 平素の戒心、 人間としての信用が、 むずか われる反 しくて根

問題の根本的解決の準備をすすめている。 可能な状態になる。そこで後継技術者の養成ということが、最も緊急の問題として考えられている。 る。しかも彼等の大半は高齢者であるので、この人達のなき後は、宝物類の保存修理という国家的な大事業は全く不 屈し得るに過ぎない。 いま行なつているような規模と回数では到底所期の目的は達し難いので、 技術者養成の講習会がこれまで何回かにわたつて開かれたのはこの意味であるが、予算上の制約からとはい 国宝・重要文化財の修理にたずさわつている各職場の長は、 大事な仕事であるから厳選されてもいるが、 長い修練と経験の持主はそれ自体多くないのであ 美術工芸品の全部門を通じても僅かに十指 現在その養成方法の大綱を再検討し、 別項に述べるよ

よつて、 による宝物修理の件数と予算額も参考として同じく掲げておいた。 に掲げてあるから参照されたい。 律の名前はかわつても、 が漸増して行つたことは、 と約五百万円)の多額が計上されており(補助率の平均は約八○%)、その後多少の変動はあつたが、とにかく年々予算額 室物類修理の歴史は今から六十五年前の明治三十年六月五日付けで施行された古社寺保存法にさかのぼる。 またこれらの修理に対する国の補助金としては、当時すでに五千五十四円余り(物価指数から現在の金額になおす ただちにこれらの大半が修理されたことは、宝物類の維持修理を第一条としたこの法律の性格を語るものであ -昭和四年に国宝保存法となり、 明治三十年十二月二十八日にはじめて奈良県中宮寺の天寿国繡帳以下一五二件の国宝指定が行なわれると同 宝物の保存修理事業は毎年継続して行なわれてきた。補助金からみたその長い歩みは資料篇 修理が重要視された事実を示すものとして注目される。文化財の保護に関する法律は、そ また、 文化財保護委員会発足の昭和二十五年度から昭和三十四年度までの国庫補 さらに昭和二十五年には文化財保護法が公布されて現在に及んでいるが、 これに

<del>--- 145 ---</del>

これらの資料の表で注意ねがいたいのは、 美術工芸品の国宝・重要文化財の件数と点数とは常に同じではな

る。 数になる。 ごときは、重要文化財一件としてかぞえられるものの、 に、 れ勝ちである。 いということである。 件数は一件でも点数が桁はづれに多い例もあつて、 ここには一件が、 もちろん、 普通、 干点以上の数例を示したに過ぎず、 件数も一件なら点数においても一点である例は多数ある。 **書跡一件、** 彫刻一件と書かれ その点数は四万八千二百七十五枚の尨大な数量にのぼつてい 例えば11番の京都府の宝蔵院所有「鉄眼版の一切経版木」の 一件百点前後というものは、 たり言われたりすると、 その点数も一点のようにうけとら しかしまた次表の文化財のよう 指定総数のなかでかなりの件

#### 美術工芸品の一件で点数が多 もの

				-									*****************	
	20.000 20.000 20.000 20.000	: -	- 0	· 九	八	-L	六	Æ.	. 129	Ξ			<b>亚号</b>	
	"	"	,,		,,	京	沙	変			東	岩	府	
						都	賀	知	"	"	京	手	県	
	"	"	"	11	n	//	"	"	"	,,	重	国	——指定別	
											文	宝	別	
	"		//		<i>"</i>	"		"	昭三、	明三、	明三二	昭	指	1
			: 九	Q	一四、	Q	八、	四	=	*		七	定	-
	"			四	Ħ,	四		Ξį		八	八		年	
		カル	=	, = 0	, = 0	, = 0				`	•		月	100
							四	七	九			九	<u> </u>	7
	高	宝	南	妙	神	大	石	岩	温	浅	增	大	所	(
	Ш	蔵	禅	法	護	徳	山	屋	故学	荨	上	長寿	有	1111111111111111111111111111111111111
	寺	院	寺	院	寸	寺	寺	寺	会	寺	寺	院	岩	
	高山寺聖教類	鉄眼版一切経版木	南禅寺一切経	観音立像	紺紙金字一切経 (神護寺経)	紙本墨書大蔵経	石山寺一切経	大蔵経(宋版、和版、写本)	群書類従版木	大蔵経 (元版)	大蔵経 (宋版、元版、高麗版)	<b>紺紙金字一切経</b>		
		四四		***************************************						The second			員	
	•	八	五			•		<i>Б</i> ,	七、	Ŧį,	八	=		
	〇〇七点	二七五枚	八二二帖	〇〇一軀	<del></del> ,	〇一八冊	六四四帖	四六三沾	29	四二八巻	ル	七三九卷	*/·	
-			134			1111	TEL '	riJ .	IX.	e ·	<b>e</b>	Œ	数	

四 124 三五四帖 七九四帖 七五四帖 七五八五帖 卷 四一八点

〇九八七六五四三

和歌山

亚 国

文 宝

<u>"</u>"

二大二五六二六二

鋼

2

高麗版一切経 出紙金字一切経 (中

A経 (荒川経)

寺寺

八元二百九八七

"

=== 三四

金長唐興

招 谷

福 提

非 寺

唐招提寺一切経宋版一切経

奈

良

昭三〇

福

<u>"</u> <u>"</u> #<u>=</u>0

THE

宋版一切経 色定法師一

筆|切経

の京都府神護寺所有の組紙金字一切経がそれで、二千二百七十三巻は昭和二十六年度から二十八年度まで三カ年にわ 方がおぼつかないので、不本意ながら数年度に分割して継続修理を行なうことがある。 のになるとそうはい 一体に美術工芸品の修理は、 修理の規模が建造物にくらべて小さいので、 、かないし、仮りに修理技術者の手が揃つたとしても、 建造物とちがつて、 年度内に施工を完了するのが普通である。 件の修理が年度をまたがつて継続して施工される例はあまり多 美術工芸品保存修理費国庫補助金の予算の 前の表で例をひろえば、 しかし点数の多い 8番

ない。

長期間施工をつづけたものである。 れも表の中にあるが、 この群像の修理に着手した昭和十一年以後、 京都府妙法院所有の木造干手観音立像一、 これは俗にいう三十三間堂に肩を接して立ち並ぶ壮観をみせている千手観音像で 修理は毎年継続されて、 ○○一軀の修理は宝物修理がはじまつて以来の 昭和三十一年ようやく完了するまで、

経箱三百十五合とともに昭和二十五年度から三十二年度までの八年間にわたつて修理が行なわれた。

た

つて継続して施工したものであり、

また、

16番の和歌山県金剛峯寺所有、

金銀字一切経四千二百九十六巻も、

-146 -

-147 -

毎に施工された仏像の員数は次表のような内訳となるが、 つた。わが国の宝物保存修理の歴史の上で、 間堂境内に建てられた粗末な平家が彼等の工場で、 実に前後二十一年間を費した。この施工を担当した仏師達のことは、 最も記念すべき事業の一つといえるだろう。この継続修理期間中各年度 ほとんど半生をこの仕事にささげて戦争たけなわの間も休まなか 多少の変動はあるものの順調に修理を継続して きた もの 後記する技術者養成の項でもふれるが、三十三

三十三間堂仏像修理 件数表							
年度	員数	年度	員数				
昭和 11	50	昭和 22	50				
12	80	23	50				
13	58	24	50				
14	52	25	50				
15	50	26	50				
16	50	27	50				
17	45	28	50				
18	55	29	50				
19	50	30	50				
20	20	31	26				
21	.15	<b>5</b> -	885				

ことであつた。 当然の栄誉とはいうものの、 る困難に耐えてこの大工事を完成させた仏師達の努力は高く評価されなければならない。 藤村新治郎氏には、この修理事業と長年にわたる仏像修理の功績がみとめられて、先年紫授褒章が授与された。 むしろ が、昭和二十年には二十体、二十一年には十五体と極度に減少していることは、爆撃による危険、 われる。この間、 補助金の削減、 寺院側の負担能力の減退などによるもので、これによつても、 故新納忠之介氏から故明珍恒男氏へ、さらに榊本義春氏へと修理の責任者が移りながら、あら 平素むくわれることのすくない修理技術者であるから、 終戦前後の厳しい世相の一端がうか われわれとしてもよろこばしい 主任の榊本義春氏と漆工の 仏師の離散、 ゆ

この大工事に費された材料・人員等の主なものは、 木材五千百六十六才(一才は一寸角十二尺程度)、 鎹九千八百六十

五百円、 達することをみても、 当りの修理費も初年度三百五十五円であつたものが、最終年度は七万七千七百円と大きく値上りしている。またこの 八本、 修理にあたつた彫工、 一年の木材一才当りの単価が一円であつたものが、昭和三十一年には四百円になつており、 晒木綿六百一反、膠五十八貫三百十匁、 金箔百枚十二円が千七百五十円というように物価の大きな動きを知ることができる。 したがつて 仏 像 一 体 この修理事業が美術工芸品としていかに大規模のものであつたかを窺い知ることができる。 漆工、木工の総計は併せて延べ七万四千百三十五人、事務員その他などが一万四百七十九人に 金箔十一万八千五百八十枚、漆三百十四貫三百匁等であるが、昭 同様に漆一貫目四円が千

薩像は、昔から頸部に亀裂を生じていたので、それがますます開いて頸と胴とがほとんど分断しかかつた。これをそ で、薬師寺では東院堂の聖観音像や講堂の日光・月光菩薩等が後方に傾斜し、特に金堂の銅造薬師三尊のうちの月光菩 進められ、 て説明を求めるなどの騒ぎになつた。その後寺側の諮問機関として上野直昭氏を委員長として修理委員会 が の鉄芯を切り、 られるというので、 のまま放置しておくと余震で頭部が落ちて大破損するおそれがあり、 る月光菩薩の首切り事件として、 いの発端は吉野地方の地震で、 委員会発足以後の宝物修理で特記すべきものとしては、同じく彫刻で奈良県薬師寺の国宝薬師三尊がある。い また、 参議院文部委員会では当時の髙橋誠一郎委員長以下各関係官、 昭和二十九年四月に竣工した。 補正予算で二百二十二万八千円の修理費補加金が認められるに及んで、 月光菩薩像の頭部を取りおろすとともに胴部を安全な場所に横たえて安置した。これが大きく問題化 同寺の橋本住職から調査を求められて派遣された美術工芸課の担当技官は、 昭和二十七年七月地震のため、 当時、新聞紙等に報道され、 奈良地方の諸社寺がそれぞれ大小の被害を う け た 中 世間の関心をあつめたことは、まだ記憶に新らしい。 上野直昭芸大学長、 一方破損した台座上の胴部も倒壊の危険が感じ 月光菩薩像の修理工事は本格的に 脇本同教授らを国会に招 緊急措置として中型 わゆ

ばれ、 別に修理委員会を新設することになり、委員として和辻哲郎、 加えることになつた。月光菩薩像修理委員会は同像の修理完了とともに解散したので、 失うほどに垂下する危険な状態となつたため、月光菩薩にひきつづいて、昭和二十九年度からこれらも緊急に修理を 加わつた。 人のこぶしが入るほどの大きな損傷を受け、その他の破断、損傷、 重な美術品であるが、 ところで薬師寺金堂内のこれら国宝薬師三尊像は、 第一回の委員会の結果和辻哲郎氏が委員長に互選され、また顧問として文化財保護委員会から矢代幸雄委員 堂々たる本尊を安置する立派な金銅製の台座が、 衆知のように世界にも類のない金銅の大像であり、 米沢嘉圃、田沢坦、 歪みなどもますます加わつて、 吉野地震の影響もあつて、 北村西望氏等学識経験者八名が還 今回は修理の実施機関として 上框全体が支力を 特にその上框に大 また最

二月十六日大阪汽車会社によつて、 円であつた。 となど、いろいろ記憶にのこる施工があり、美術工芸品では、昭和を代表する保存修理事業の一つであることは間違い チバ会社の接着剤アラルダイトをはじめて文化財修理に使用したことや、 方に据えられた仮座に移動する作業があつたが、 すもしばしばの難問題と戦わなければならなかつたが、 との工事の中で最も重要で、 台座は昭和三十二年度に完成した。足掛け四年、 この工事に費された経費総額は二千五百八万三千八百七十円、 しかももつとも困難視されたものには、本尊の巨大な金銅坐像を台座から吊 関係者一同が見守るうちに無事遷座を終ることができたのである。 しばしばの会議と実験の結果ようやく確信が得られ、 月光菩薩からかぞえれば前後七年間にわたる修理で、スイス しかし順調に進んで、数多くの新資料の発見などを加えなが 特定経費による補助総額は二千百六十八万三千 台座内部に軽金属の受台を新しく設けたこ それ 昭和三十年 以後の げ前 0) Τ.

とのほか広島県厳島神社の国宝平家納経や神奈川県高徳院の銅造阿弥陀如来坐像 (鎌倉大仏) など、最近世論をに

告書(昭和三十二年三月、 師寺国宝薬師三尊等修理工事報告書(昭和三十三年三月、 ぎあわした修理もあつて、 建造物とちがつて美術工芸品の修理費は金額 妙法院刊行)の二冊をかぞえるのであるが、 これらにも言及したいが、 が少ないので、 いずれも施工の途上にあるのでここでは一応保留しており 薬師寺修理委員会刊行)および三十三間堂千体千手観音像修理報 今後はその充実もはかりたい。 竣工後修理報告書を刊行したものは少なく、

の業務を担当する係官をきめ、修理室を独立的に強化したのは、 ところまで行かなかつた。昭和三十五年八月以降、美術工芸課の指定部門と修理部門をはつきりわけて、 ままで指定担当の技官が修理の仕事を兼ねて、美術工芸課に修理室はおかれていたものの、 きがおかれたのもやむを得なかつた。 に指定の業務は峠をこえたので、美術工芸の関係ではこれからは修理に重点が置かれてゆくことになるであろう。い ともと地味な仕事の性質上、はなやかな国宝指定の方が表面に出ていたような感がないでもない。 うことが大きな課題であつたから、 この十年間をふりかえつてみると、 指定と修理を美術工芸課の業務の二本の柱であるとすれば、むしろ指定の方に重 もちろんこの間保存修理の業務がなおざりにされていたわけではな い 委員会発足当初、 旧国宝の再検討、 まずその一つのあらわれである。 重美の整理による文化財の重点的保護と 特に独立した活動をする 前項で述べたよう 専門に修理

た。 てこの調査を行なつたが、 理の実施計画もたつわけである。 有者にすすめて申請を出させる場合も多い。 修理は、 しかしこれらの調査報告に基づいて再調査した結果修理を実施したものもあり、 所有者からの申請を委員会が採りあげる形になつているが、破損の実情をよく知つている専門技官 (りのものの実態を常に把握していなければならない。 こういう基礎調査のうえにたつてこそ、 なかなか困難で十分の結果が得られず、完全な実施計画をたてるところまで ゆ か な かつ すでに昭和二十六年度と三十年度の二回に、 したがつて全国に散在する国宝・重要文化財のうち、すでに修理したも 各都道府県教育委員会の協力をもとめ さらに本年度から来年度にかけ 適確な修 が、所

て第三次の基礎調査を行なうこととし、 の実態の把握も次第に完全なものとなつて行くであろう。 すでに関係各県に対しその協力を依頼したので、 回を重ねるにつれ要修理物

な方法と思われ、漸次その方向に進みつつある。 考えるのではなく、 優秀な文化財であることは常に忘れてはならないことである。この両者の調整は、文字の上では簡単に現 わさ れる 究所の保存科学部の技官が美術工芸課修理室の併任になつて、この点を補なつているが、 が、現実には非常に困難な場合が多い。 財そのものの致命傷になりかねない場合がある。従つて維持のため措置を重視しなければならないと同時に、 にも貧弱な現状では理想はほど遠いことである、 たのもその一例である。 極端にいえば、仮りに指定に誤まりがあつたとして文化財自体には損傷はないわけであるが、 その研究の成果が美術工芸品の修理実施に応用されるようになるまでには、まだかなりの時を必要としよう。 近年の保存修理には科学的技術の応用が多くなつてきている。薬師寺の薬師三尊修理に新接着剤 前記修理室は保存科学の専門係官によつて強化されねばならないであろう。いまのところ東京国立文化財研 金属分析で材質の調査を行なつたりした。また、 たことは前述のとおりであるが、そのほかX線による透視を行なつて巨大な金銅仏 修理問題懇談会といつた衆知をあつめる機関を設けて文化財保護委員会の判断に資するのが妥当 従来の伝統的な修理技術のほかに、 したがつて修理方針に関する問題になると、これは美術工芸課修理室だけで 保存科学部自体が修理を中心とする科学技術の研究機関として独立 科学的な方法による修理の実施が多くなつて く 絵画書跡の修理に合成樹脂が用いられることが多くな 保存科学部の物的にも人的 修理の誤まりは文化 の鋳造の秘密をさ シアラル るに 対象が

が設けられているのに対して、 東洋美術の保存修理は、 世界に対して日本が負うべき崇高な責任である。 より繊細、 より脆弱なものの多い東洋美術についてそれが日本にないのはまことに反 西洋美術について欧米に立派な修理機関

省を要することで、保存修理について文化財保護委員会に課せられた今後の課題は、大きくかつ重いといわなければな らないであろう。 (美術工芸品の修理については、 その補助金の年度別一覧表が資料篇六に収めてあるので参照されたい。)

# 第 三 節 美術工芸品の防災・保存施設

要が認められる時は、 さらされていたり、 品の価値がきわめて高いすぐれたものでありながら、 防災施設 あるいは作品の材質が脆弱であるため、 カ所に数千、 ことも考えなければならない。 文化財の保存のためには、 ・保存施設で、文化財保護委員会では所有者または管理者から申請があつた場合、 数万を数える尨大な点数の文化財が所蔵されているもの、 それでなくても保存管理のうえから甚だ憂慮されるものも多い。 国庫補助金を交付してれの建設を行なわせている。 以上に述べて来た文化財そのものの保存修理のほかに、これをあらゆる災害からまもる 建築のように動かないものはもちろんのこと、美術工芸品でも、前に述べたように一 不虚の災害がおこつた場合到底撤出できないものなどが多数ある。また、作 その置かれている施設や環境が悪いために、常に盗難の危険に また一点であつても法量の大きい仏像など、 これらについて考えられるのが 現地調査をして施設の必

された美術工芸品を納置する施設をいい、 ンプその他の設備で、 施設をどのように行なつてきたか、 保存施設も広義の防災施設のなかに入るが、これは鉄筋コンクリー 非常の災害を防止する施設を呼んでいる。文化財保護法施行以来、 以下年度別にこれをかえりみてゆくことにしたい。 一方防災施設は、報知機・感知器等の火災警報装置、 トのような不燃性の建物を新設し、 美術工芸品に 貯水槽、 0 消火栓、 そこに指定 いてこれら

|財の集中地区や中尊寺(岩手県)、日光(栃木県)、善光寺(長野県)、延暦寺(滋賀県)、厳島神社(広島県) 昭和二十五年度 この年度は建造物防災とともに、 全国的にみて最も重要な場所、 特に京都、 奈良、鎌倉などの文 などの防災施設に主

(当時は恩賜京都博物館)、鎌倉国宝館、 鎌倉の各都市では市の消防本部が協力してくれて、火災報知機網を整備したほか、 同じく鎌倉鶴ケ岡八幡宮にそれぞれ警火装置が設備され

表が第三篇六に掲げてあるから参照されたい。 これらの施設に対する国庫補助金は国宝建造物その他防災施設費補助金から支出され、所要経費二、九二八、 補助額は一、九三七、○○○円であつた。 なお資料として、保存防災施設に対する年度別補助額の 一覧

号であるが、 る建物の屋根替えといつたような大まかなものもあつた。真長寺と法道寺の収蔵庫は、 助金から捻出したり、 羅宮など六社寺の建物の屋根替えが行なわれ、また奈良県中宮寺の防災施設がなされたのもこの年度である。この当時 「保存庫」というように名称の使いわけも行なわれるようになつた。 これらのほかに岐阜県の真長寺と香川県の法道寺にはじめて保存施設としての収蔵庫がつくられ、 後には「収蔵庫」とは、多くの点数をおさめる大規模のものを指すようになり、普通の小規模のものは 防災施設のための補助金の予算はいかにしても計上されず、 前記のように建造物防災の補助金に依存したりしていた。そのための施設内容も、 これらは一般の宝物類保存修理補 いわば宝物保存施 設 香川県の金刀比 0

玉大社の神像類に対する社殿の整備、それから島根県万福寺の貯水槽・防火壁・防火植樹などがある。 置された。新たに採り上げられたものとしては、兵庫県大乗寺の円山応挙の襖絵に対する警火装置、 が進められた。 昭和二十六年度 昭和二十四年一月の失火で焼損した金堂壁画の保存のため、 鎌倉市内では、 の収蔵庫建設が着手された。 この年度も、 円覚寺、 建造物防災とともに、前年度にひきつづいて全国的に重要な箇所の防災施設の整備 鎌倉国宝館、 鶴ケ崗八幡宮に前年度の警火装置につづいて、 鉄筋コンクリート造り四〇五坪(一、三三六 和歌山県熊野速 火災報知機が設

補助額は一、 から支出されたものもある。前者は総工費一九、 との年の補助金も国宝建造物その他防災施設費補助金から支出され、 五〇五、〇〇〇円であつた。 四六九、 ○○○円に対して補助額一七、 熊野速玉大社のように宝物保存修理費補助金 ----000円 後者の

初めての例であつた。 栃木県清厳寺の正和元年在銘の鉄製塔婆のための四方吹き離しの禐屋などで、 単独にみとめられたことである。新らたに施設されたものとしては、前記兵庫県大乗寺の自然流下式の消火栓、 この年度でまず注意すべきは、美術工芸品の保存、 防災施設の補助金がようやく建造物から離れ いずれも宝物保存、 防災施設としては

寺一山の収蔵庫建設へ話が発展して行つた。その第一期工事はこの年から着工され、この収蔵庫のためには特定経費 上されたが、これが後年続出する大規模な収蔵庫の先駆をなした。 の年の夏、岩手県の中尊寺でいまは国宝に指定されている重要文化財の華鬘が盗まれるという事件がおこり、 - 155 -

設によつて危うく難を免れた。保存、 だつた警火装置の働きで早期に発見されて大事に至らなかつた。また、この年に保存庫の施工をした岐阜県の乙津寺 この年の十一月十八日、 完成後しばらくして隣家から火事がおこつたことがある。ここには重要文化財の仏像三体があつたが、 恩賜京都博物館で門脇の出札所のボツクスから出火する騒ぎがあつたが、すでに施工済み 防災施設の効用を示した実例である 保存施

でははじめてのことで、 昭和二十八年度 この年には、前年度の台風被害の復旧費として少額ながら予算がみとめられた。美術工芸品関係 京都府の蟹満寺、 また現在まで唯一の例である。 青蓮院、 隣華院などである。 これによつて新設または修復された保存・防災施設は、

このほか 一般予算から補助金を交付施工したのは、 前記香川県金刀比羅宮の書院(ここでは応挙の描いた襖絵その他が

災防止のため本堂の屋根を茅葺から銅板葺にあらためたが、 金剛山寺(同)、戒壇院(福岡県) などでも実施された。 重要文化財に指定されている)の警火装置、神奈川県総持寺の一五〇トンの防火用貯水槽、それから福島県の弘安寺では火 同様の屋根替え工事は極楽寺(神奈川県)、室生寺(奈良県)、

引き合いに出されるいろいろな意味での代表的建築になつた。 ○○円であつた。また、この年度における第二の大規模なものとして、 これも特定経費で、 もこの年に完成し、 昭和二十九年度 前記の災害復旧工事は二十九年度も継続事業として行なわれ、 これ以後四カ年継続の大工事であつたが、 建坪二三八坪、 総工費二六、〇〇〇、〇〇〇円に対する国庫補助額の合計は一八、〇八八、 いわゆる収蔵庫ブームについて語られるとき、 奈良県の興福寺収蔵庫の建設が挙げられる。 それぞれ完了した。 中尊寺の収蔵 つも 0

などがあげられる。 プ、漏電防止器などの施設に補助をしたこと、あるいは普済寺(東京都)の石幢の覆屋、 つくられた。 工事が前年度からはじめられて、 などに補助をしたのをはじめ、神奈川県の大山寺は山腹にあつて水利がきわめて悪いので、警火装置、貯水槽、 このほかの主なものとしては、 岐阜県の願興寺は木造薬師如来像など二十三体の大きな仏像をもつ寺だが、ここにも保存庫新築 この年度に完成している。また京都の法性寺では、 東京都の根津美術館の新築に伴い警火装置、消火栓、 堂内に小さな金庫式の保存庫が 常説寺(山梨県) の白輿の保存庫 防火シャツター、 火災報知機 ポン

けられたこと、同じく京都の養源院でも宗達筆と伝えられる襖絵をまもるために、 島根県の仏谷寺その他がある。 損傷を防止する目的で、雨戸、 昭和三十年度 との年の主な施設としては、京都府智積院の国宝の襖絵を保護するために建物全体に警火装置が設 この年度の予算額は僅かに四、 硝子戸、障子などをつくつたことがあげられる。保存庫新設には鳥取県の学行院や 四八三、 000円で、 これはむしろ砂塵や風雨から画面 保存、 防災施設の件数も少なか

つた。

のは確かだが、他方では文化財保存に便乗して本堂の改築や境内整備等の本来的でない目的に、国庫補助を申請して が山火事のために類焼した、ここでは重要文化財の絵画五幅のうち、二幅が失なわれた。こういう相次ぐ事故は所有 たまたま住職が他出中の事故で、近隣の人々が宝物救出のために駆けつけたものの、どれが重要文化財か見分けがつ くる悪い傾向もみられないではなかつた。 昭和三十一年度三十年の八月十六日、 これは幸いに近所の人々の働きで搬出された。悪いことは重なるもので、偶然にも同じ日に岡山県でも棒沢寺 三体の指定された仏像のうち惜しくも木造地蔵菩薩を焼失した。越えてこの年の三月二十一日には茨城県の薬 火事の飛び火で本堂を焼いた。ここにも木造薬師如来および両脇侍の三体の重要文化財があつて気づかわれ 防災施設への関心を高めて、 奈良県西吉町の常覚寺が付近の発電工事の飯場から出た火事で類焼した。 保存管理に本腰を入れようとする気運に拍車をかけることになつた

えたもので、保存施設の一異色であつた。 施設には影向寺 この年度に施工された防災施設には、牛伏寺(長野県)、円隆寺(京都府)、石上神宮(奈良県)、大乗院(高知県) など、保存 (神奈川県)、西光寺(福岡県) などがある。 西光寺は国宝の梵鐘のこわれかけた鐘楼を新らたに建て

-- 157 --

た苦い経験がある。 十二年五月に失火で焼失した前歴があり、 そのほか神奈川県の覚園寺で消防署に直結する火災報知機がつくられ、 た京都府の智積院では、 昭和三十二年度 この年度には前年着工した牛伏寺や岡寺(奈良県) の防災施設が継続して行なわれ無事完了した。 ふたたびその痛恨を繰り返すことのないよう、 消防署の要望もあつて、 桃山時代を代表するその障壁画も三分の一に近い十六面をその時に失なつ 渡り廊下に四カ所の防火扉を追加してつくつた。この本堂は昭和二 防災設備は細部にわたつて配慮されたのである。 また昭和三十年度に一応の防災施設をおわつ

以下の寺院の塔頭があつまつて高野山文化財保存会をつくり、これを文化財保護委員会から一山の国宝・重要文化財 県の高野山文化財保存会と福岡県の観世音寺の収蔵庫建設が特定経費ではじめられた。高野山では大本山の金剛峯寺 にも一理はあるが、借用品にばかり依存し、しかも半永久的にこれを預るのが当然のようであつた国立博物館の在り方 はいうまでもなく文化財保護委員会の一翼である。委員会が自分の首をしめるような補助金を出しているという世評 士が「仏教美術入門展」というテーマを掲げて、 まで主として奈良国立博物館にあずけられて、同館の陳列の中心をなしてきたが、収蔵庫ができれば当然それに納め 施設である高野山霊宝館と相まつて、 昭和二十九年度から継続施工されて来た奈良県興福寺の収蔵庫はこの年に終つた。建坪三六〇坪、収蔵点数四、 大きな反省を加えなければならなかつたのである。なお、興福寺が工事を終るのを待ちかねるように、 総工費四、五六九、一○○円に対する国庫補助は三、九八五、○○○円におよんだ。興福寺の文化財はこれ の管理団体に指定してもらって、 館有品をほとんどもたない奈良国立博物館としては大きな打撃であつた。館長の石田茂作博 仏教美術の宝庫として重きをなすことであろう。 保存会が収蔵庫建設の主体となつたものである。 従来の陳列に大きな転換を試みたのもこのためである。 完成の暁には公開 国立博物館

施設として、警火装置、 現することになつて小天守のなかに重要文化財の障壁画類や天井絵などを収める施設がつくられた。この部分の防災 昭和三十三年度 金の鯱で有名な名古屋城の天守は戦災で焼失し、早くからその復元の動きがあつたが、 消火栓、炭酸ガス消火装置、避雷針、脱湿装置等が国庫補助によつて設備されたのはこの年 これが実

保存施設としては奈良県の法輪寺、 本殿内に金庫式のものが設けられた。また干葉県佐原市を管理団体として、 聖林寺などのほか髙知県の小村神社に国宝の金銅荘環頭太刀一柄に対する保存 伊能忠敬の遺品類をおさめ

る収蔵庫が、この年以降三カ年継続の計画で、特定経費による工事として新らたに着工されることになつた。

完成がまずあげられる。丈余の巨大な仏像群をおさめるにふさわしい見事な出事栄えであつた。収蔵品目は彫刻二十 三点に工芸品二点を加えた二十五点、 昭和三十四年度 この年度の主なものとしては、昭和三十二年度から工事をすすめてきた福岡県観世音寺収蔵庫の 総工費は一五、八七三、〇〇〇円で国庫補助額は一〇、 五六、 000円(

五〇、〇〇〇円と予定されている。 は三十六年度にそれぞれ竣工を予定されている。高山寺は経費六、○○○、○○○円、 前記鉄眼版一切経版四八、二七五枚をおさめるので、 との年度に特定経費で新規着工した収蔵庫は、京都府の高山寺と宝蔵院の二カ所で、前者は昭和三十五年度、後者 収蔵品目は絵画、彫刻・工芸品など一、一六〇点、建坪四八坪で、比較的小規模である。これに対して宝蔵院は 建坪一七九坪、 総工費一七、 九〇〇, 補助額四、○九○、 000円 補助額八、 000 <del>--- 159</del>

度へ継続して工事を終えた。 品の保存庫などがある。大阪府の誉田八幡宮や孝恩寺の保存庫は、 そのほか防災施設として山口県の国分寺、福岡県の大悲王院など。また保存施設として島根県の玉作湯神社の出土 前年度に着工されたものだが、 いずれも三十四年

三八八坪と、興福寺の三六〇坪をしのいで今までのうちでは一番大きいものになる。 庫が完成を予定されている。高野山は収蔵品目が絵画、彫刻、工芸品、 昭和三十五年度 分については、いまのところ未確定のものもあるので記述を控えるが、 建坪一一〇坪、 補助額三七、 九五九、 工費一五、〇〇〇、 000円と、 000円に対して、八、 金額の面でも最高を示している。 八三七、 書跡など総数一八、 〇〇〇円の国庫補助額、 ついでながら佐原市の伊能忠敬遺品 したがつて工費六四、〇二〇、 四三〇点に及び、 高野山と佐原市の二収蔵 収蔵予定品 建坪も

目は地図、

めたい。 大山祇神 さらに、 社(愛媛県) の三者があるが、いずれも今は現在においては、 この年度に着工して次年度以降に継続する特定経費による収蔵庫として、刊本、測量道具など九七三点である。 詳記する段階ではないので名称をあげるにとど 清凉寺(京都府)、東大寺(奈良県)、

ように、 ちろんない。しかし一体の仏像に一つずつ保存庫をつくつたら、 けようとしたり、 のは、 化財の予算全体を考えるならば、 は何故であろうか 官がどうしても修理しなければ保存上よくないものを所有者に勧奨し、申請を出させている例が多い。言いかえるな 悪ことではないけれども、 そのものの名をあげて大蔵省が予算を計上してくれた「特定経費」による収蔵庫二四件。年度をまたがつて継続するも 前述のように美術工芸品の保存修理は形式としては所有者の申請を文化財保護委員会がとりあげるのだが、 以上十カ年にわたる美術工芸品の保存・防災施設建設の経過をふりかえつてみると、 保存修理では所有者が自発的に申請してくる場合は必しも多くないのである。 この表では各年度毎に一件とかぞえているから、殊に特定経費によるものなどの実件数はかなり減るが、 殊に保存庫・収蔵庫のそれはきわめて積極的で、熱心な要望がくりかえされることはしばしばである。 昭和三十五年度施工の分も含めて保存施設一三三件、防災施設三七件、および一般予算からの支出でなく特に 、ムといわれるのもあながち否定できないほど全国各地に保存庫・収蔵庫がつくられた。 博物館が空になるからという理由で防災への所有者の熱意をおさえつけようとしたりする意思はも 別項に述べる文化財の公開に対する低額な出品給与金で各所有者の宝物を国立博物館にしばりつ との際収蔵庫のあり方、設計等について検討を加えることは必要であるように思われる。 それ以前になされなければならぬ緊急な事項も少なくない筈である。 いくら予算があつても足りないだろうし、乏しい文 ところが保存・防災施設の申請 資料篇に掲げた表でもわかる 決して困つたこと、 もしも所有者 担当技 ح 収蔵

いうケースがみられるので、 が防災を真剣に考えるならば、 一歩ゆずつて地域別、ブロツクごとの収蔵庫でも目的は達せられるわけである。 収蔵庫ブー もちろん自分の社寺の境内に保存庫が建てられるのは最も望ましいにはちがいな ムというような新聞や週刊誌の批判もでてきたのであろう。 収蔵庫は名目で、 実は宝物館と

からこれに協力してもらい、保存施設・防災施設の在り方をもう一度じつくり考えてみなければならないであろう。 あつめて管理しようということで出発したが、社寺相互間の利害や感情が融和せず、 が文化財保護にきわめて熱心で、 比較的問題はなかつた。昭和三十四年度に着工して本年度完了予定の奈良県の吉野山共同収蔵庫は、吉野町教育委員会 ところが共同収蔵庫のプランは現実にはなかなか難かしい 理想は言うに易く、行なうに難い。 県や町の幹旋で馬の背のような狭い山中にある八社寺がそれぞれの宝物を 一カ所に それを思うとき、文化財保護委員会としても、 。高野山の場合は同一宗派で、本山と塔頭の集まりだから 各所有者にもつと大局的な立場 今のところやや難航の状況にあ **—** 161 **—** 

#### 四 節 美術工芸品の修理技術者の養成

技術の後継者養成は、 てゆくだけの仕事がないということは、これまでも、 美術工芸品の保存修理等の場合、 これまで仏像と表装の二つの分野についてそれぞれ二回ずつ行なわれ 仕事はあつても技術保持者がい あるいはこれからも深刻につきまとう問題であろう。 . ない、あるいは技術者がいてもこの人達が生活し 修理関係

#### 仏像修理技術者の養成

仏像修理技術者養成の講習会は、 昭和二十八・九の両年度にわたつて、 当時文化財保護委員会の外郭団体であつた

財団法人文化財協会に委託実施せしめた。

理工場で働いていた仏師達は十人あまりであつた。藤村新治郎氏とか榊本義春氏とか、 見向きもされない職業といつてもよかつた。また戦後しばらくの間は昭和八年以降の京都府妙法院の重要文化財木造 きわめて少なく、 ゆる若手には仕事 仏像修理技術者、すなわち仏師は岡倉天心門下の新納忠之介氏ら以来の永い伝統をもつが、一般社会からの需要は 奈良空襲の噂の激しい時も食糧難に耐えて一筋に仏像修理をまもつて来た人々はともかく、二時代ぐらい後のい さらに老後の保障がどうか、一 ○○一体の保存修理が継続していたので、 また仏像にむかつて、朝から夕方までコツコツやる地味な仕事なので、 **トへの不安や疑問が多いにちがいない。** 考えれば考えるほど前途は暗い。その頃妙法院三十三間堂の仏像修 仏師の生活も一応安定していたが、その修理が竣工した後 一生をこの仕事に捧げて、 戦後の若い人々からはまず

三間堂の仏像修理施工をやりつつ、 の若手を養成の対象とすることにした。幸い四十代以下で長年この仕事にたずさわつて来た者が五人いたのは好都合 育委員会へ依頼して受講生を募集しようという案もあつたが、その効果の点を考え、三十三間堂の修理工場から五人 であつた。 ならぬものがあつたようである。 これら修理技術者の養成に要する経費は、無形文化課所管の「工芸技術指導者養成」の予算で、はじめは各府県教 昭和二十八年度事業が二十九年になつてからはじめられ、昭和三十年三月末まで行なわれた。この講習では三十 何分にも「養成事業」ははじめてのことであつたので、 土曜・日曜はこの講習をうけるという形をとつたので、 この実施方針の決定までにはいくたの 曲 折 が あ 受講者の努力もなみなみ

受講者は西村公朝・三谷好夫・西庄正太郎・平野善三郎・荒木啓之の五氏で講師は丸尾彰三郎 (文部技官)(官職は以 田沢坦氏(奈良国立文化財研究所長)、大岡実(文化財専門審議会専門委員)赤松俊秀(京都大学助教授)

寺の見学講習とが中心で、 こまる姿は一寸気の毒なくらいであつた。講習内容は、これらの受講生に欠ける基礎学習と京都・大阪・奈良の各社 石井鶴三(東京芸術大学教授)等々の顔ぶれで、 終りの頃には自信と希望に力づけられたように見受けられた。 はじめは勝手ちがいの講義に冷汗を流したり、先生のしんらつな質問にまごついた受講者 講義の席には他の関係者も出たから、大先生の前に五人の生徒がかし

に示してくれるのを待たなければならない。 仕事をどう見つめ、 効であつた。しかしこの新しい世代が、ただ先輩の仕事の墨守にとどまらず、 る。この登成講習は藤村・榊本両氏に次ぐ世代で仏像の修理工場が継承されるよう彼等を育成するのにはたしかに有 あれから五年たつたいまの仏像修理工場は藤村・榊本氏らが第一線を退き、西村公朝氏を主任にして運営されて その将来をどう展開するか--養成の意義と効果は、 彼等の今後の在り方がそれをもつと明らか 彼等の需要の少ない、 しかも国家的 な 61

#### 二 表装修理技術者の養成

表装修理技術者養成講習会は昭和三十三、四年度の二カ年にわたつて行なわれた。

あつたので、その第一回講習会が文化財保護委員会の主催で、 られるものではなく、 えないが、 表装修理にたずさわる技術者は仏師とちがつて施工の範囲も広く、 各職場からの希望者総員二十八名を受講者として京都国立博物館で開催された。 施工者も限定されている現状である。 国宝や重要文化財に指定されているかけがえのない貴重な文化財の修理となると、誰にでも簡単にまか すべては繊細かつ特殊な技術と、 これらの後継者の養成が急務であることは仏像修理技術者の場合と同様で これを生かし得る永い修練と経験が必要とされることなどか 昭和三十三年十年二十八日から十一月一日までの五日 その仕事に従事する人員も必ずしも少数とは 講習内容は経巻類や染織品の修

れぞれ 理実習、 席していた遠藤三右衛門氏が数十年の永きにわたる表装修理の功績により紫綬褒章を受けられたことが発表され、 員拍手をもつてこれを祝福し、同業の大先輩の栄誉を讃えたことはきわめて印象的であつた。 の専門家による講義があつた。何分はじめてのケースでもあり、どの程度受講者の関心が示めされるか危ぶま の講習会の開催は決して無意義でなかつたと痛感された。たまたま講習会の最終日に、 合成樹脂の使用による顔料などの剝落止めをはじめ、表具の歴史、糊の製法、カビの性質等については、そ トのとり方、鋭い質問、 問題の追及法などからみて予期以上の関心がもたれているこ と が わ か 講師として東京から出

れる参考資料や技術の点について、熱心な質疑応答があり、 時折爆笑をよぶなどなごやかな雰囲気の中で会が進められた。 容のうち特に重点をおいたのは、京都・大阪・東京の各職場の長から、 いれるものについての苦心談や経験談であつたが、平常の仕事に直結するだけに受講者の関心も一段と強く、 第二回目は昭 植物染料などについて、 和三十四年十一月三日、 無形文化財技術保持者である深見重助氏から実演をまじえた興味深い話があり、 文化の日を第一日として五日間、 終日がこれに費やされた。また表具と関連の深 今まで取り扱つた修理品のうち、難修理と思 前年同様京都で開催された。 今回の講習 い組物 回覧さ

の詳細な解説は特に感謝されて予想外であつた。それだけに活きた見学となつたのは主催者側として満足すべきもの かと思われたにもかかわらず、製織工程の実際を見るのははじめてという若い受講生が多く、 の一つであつた。なお講習の最終日は奈良県の吉野に製紙工場を訪ね、宇陀紙、 この講習会を機会に、 |は織物工場の見学も講習内容に含まれていた。受講者の大半は京都在住の人達なので、 終りにあたつて参加者全員からこの講習会を毎年継続して開催してほしいという強い要望もあつた。 各職場の若い徒弟の間に表装修理についての技術研究会が開かれる機運がでてきたこと 美栖紙の製造工程を興味深く見学し 織物工場の見学もどう 各々の織り方について

は有意義な副産物であった。

討が加えられつつあることも、 数で後継技術者養成の所期の目的が達せられるとは考えられない 以上に述べてきた二種の養成講習会は、それ自体まことに有効であつた。しかし前述のように、 第二節に述べたとおりである。 問題の根本解決をはかるために、 その規模とこの回 これに大きな検

## 第 五 節 美術工芸品の公開

工芸品の活用でもつとも大きな比率を占める分野は「公開」である。 文化財保護は保存と活用の両面が車の両輪のように等しく、 かつ正しく運営される時はじめて全うされるが、

主催して行なう公開の三つになる。 国宝重要文化財の公開は、 大きく分けて、 (1)国の行なう公開、 (2)所有者自らによる公開 (3)所有者以外の第三者が <del>---- 165 ---</del>

#### 一 国の行なう公開

については、昭和二十八年の会議の席上で美術工芸課長が説明した要旨をことに再録し、 の参考に供したい 国の行なう公別とは、 国が所有者から文化財を借りて、それを国立博物館等において公開することであるが、 今日における公開との比較 これ

宝重要文化財を国立博物館その他の施設に出品していただく、 「文化財保護委員会は保護法の第四十八条の規定により、 所有者に勧告して一年以内の期間を限つてその所有の国 あるいはまた同条第五項の規定により所有者からの申

にも申 なつておりますが、 国宝に指定されれば出品の義務が課せられ、 きめられた勧告と承認との二本建てで処理している実情であります。 たの何々は本年度は承認出品として扱わせていただきますから……」と所有者の御了解をえまして、 博物館へ出させてくれというような場合は余り例がないので、 ております。しかしながら、かつて出品を命令した事例はなく、すべて勧告と承認だけであります。所有者の方から やがる傾向もみられました。保護法は所有権尊重のたてまえから、 し出によって、 -しますように予算の関係がありまして、 所有の国宝重要文化財をそれらの施設に出品することを承認することができるのであります。 これも国庫補助金をもらつて修理などを施工したものについてであり、期間も五年間を限度とし 命令出品がありましたが、これは所有者間に不評であり、 運営上その一部を承認による出品ということにいたしまして、 ほとんど全部が勧告による出品なのでありますが、 規定のうえでは出陳命令することができるように とにかく法律に 国宝指定をい 「あな

つております施設は、東京・京都・奈良の三つの国立博物館のほか、大阪市立美術館、鎌倉国宝館の五館 であります。 でありますし、 のほかにも公立の優秀な施設ができておりますので、国の行なう公開を取り扱う施設の数をもつとふやしてゆくべき 終戦前は東京九段の靖国神社境内の遊就館もそうでありましたが、これは廃館になりました。 一委員会が勧告なり承認なりによつて行なつている国宝重要文化財の公開、すなわち国の行なう公開を取り扱 また是非そうしたいところでありますが、只今のところではまだその運びにいたつていないの 現在では、 であ これら は遺憾 りま

が、出品給与金も大巾に引き上げました。しかしながら終戦後の物価の騰起は甚しいものがありまして、多少の給与 の改訂ではとても追いつかないのであります。 文化財保護法施行とともに、それまでの命令出品を勧告による出品に切り換えまして、年度の途中ではありまし 現在五館に出品されている国宝重要文化財の件数は、 約六〇〇件であ

こにあるのであります。 品しようという意欲が所有者側におこらないのは当然でありまして、 物拝観料も年間では相当額になるのでありましよう。 ない状況で、他の諸物価に比べますと不当に低いと申さなければなりません。 「の勧告であるからやむをえず国立博物館へ出品する、ところが涙金程度しか出品給与金がもらえない。これでは出 出品給与金の年間予算は一〇〇万円でありますから、平均しますと一件あたり年二千円の御礼もおぼつが もともと自分のところにおきたい国宝重要文化財ではあるが、 国の行なう公開の大きな隘路の一つは、 いまの時勢でありますから、 社寺の宝 まずこ

各地の日本銀行代理店あてに送つておりましたため、辺僻な田舎のお寺の御住職がそれを受取られまして、さて往復 の費用を計算してみましたところ、 最近は手続の簡略化に意をもちいまして、 ほとんど得るところがなかつたというような申し訳ない実例すらあつた次第であ 給与金は所有者の最寄りの郵便局にお送りしていますが、はじめの 頃 は

保護法の第五十条に出品給与金の規定が出ておりますが、 それについては委員会規則でさらに細かく基準を定めて

まで重要文化財の枠で支給していたのを国宝の枠にきりかえなければならぬ。 遙かに下廻つている実状であります。 には一、二六〇円から四、三二〇円、また重要文化財は勧告が一、二〇〇円から三、六〇〇円、 これによりますと、 二六〇円という枠がきまつておるのであります。 せめて最低限度その枠の平均ぐらいのところで給与金をさしあげたいのでありますが、 国宝を勧告により出品した場合には年間三、 しかも指定がだんだんはかどつて参りますと、 この枠自体がすでにいまの物価からみると低いのでありますか 六〇〇円から七、 そうなるとますます窮屈になってくる 国宝の件数がふえまして、 二〇〇門( 予算が少ないのでそれを 承認が七二〇円から 出品を承認した場合 いま

も大いに苦慮している次第であります。 ばかり陳列しておくのでは文化財の保存のためにもよろしくない。 は年間の公開活動を保ちうる最低線で、もつと多く出品していただかないと、 で、委員会としては出品件数を減らすことを考えるわけでありますが、 こういうわけで、 現在の出品件数がすでに各館といたしまし 公開の新鮮味も失なうし、一つのも 委員会としても博物館側とし

だけ少なくしたいと考えながらこれが困難なのであります。 でにこれと関係するのでありますが、十分の御礼ができない以上はなるべく早くお返しして、 国の行なう公開の最も大きな隘路の第二は、輸送費の予算が少ないことであります。 いままで申し上げたことがす 所有者の迷惑をできる

応じてどんどんお返しもいたす、その代りしばらくしたらまた出品していただく、あるいは代りの宝物を出していた 借りる時は借り、返すべき時は速かに返す-期間だけ公開に供していただいた後は、速かにお返ししたいし、またそうしなければいけないと思うのであります。 御住職があずけて、 むしろ間違いであります。 い、国民全体の宝であるとして、とにかく公開のために博物館に出して頂いているわけであります。したがつてある たしかに社寺にあるよりは博物館に置く方が文化財の保存管理の面では安全であります。 社寺側としてはできるだけ自分のところへ置きたいのが当然であります。 われわれといたしましては、出品物を永らくお預りしたままでいるようなことはしないで、所有者の御要求に そうして新陳代謝を行ないまして、 博物館に出品したが最後、半永久的に戻つて来ないー いまの住職の檀家総代も、 現在でも各博物館には明治年間にお預りしてそのままのものがいくつもあります。 博物館の陳列も常に新鮮な魅力をもつようにいたしたいと考えるのであり 寺の目録でだけ承知していて、 -ということになれば、所有者としても協力してくれ易いのでありまし ーというのでは、 現品は見たこともないという例もあり 所有者の出品意欲の低下を嘆く方が それを所有者ひとりのもの しかしそれ はこちらの理 で 先代の はな

ます。

るのみでありますから、これは返したがらない、一 さえ次第に減つてゆくという遺憾な実情にあるのであります。 できる程度であります。 ところが現在、 いまわれ 東京の博物館から京都・奈良の所有者に仏像一体をお返しすると、梱包輸送費に五万円ぐらいかか われのもつている輸送費の予算は十五万ちよつとでありますからら、年間僅か二、三件の入れ替え 返還がおくれるため所有者はますます出品したがらない。そうなると博物館は出品物がへ - 結局博物館には、 いつ行つても同じものがあるのみならず、

て の現状でありまして、最近盛んに行なわれております「デパート国宝展」は、 こういう風にとかく所有者の御期待に添えない、あるいは参観者に御満足を与え得ないのが、「国の行なう公開」 いわばわれわれの微力がこれを助長し

費を充実させなければならない。これが解決すれば、 の増額の実現に相当の年月がかかつたととを思うと、輸送費の問題もそう簡単には片付かないかもしれない。 三十五年度に出品給与金の予算が、百万円から三百万円に増額されたが、もちろん完全とはいえない。 与金と輸送費は国の行なう公開の両輪ともいうべきもので、 以上の説明要旨はいまから七年ほど前のものであるが、当時の状態はいまだに十分に改善されていない。ただ昭和 いるかとも反省いたす次第であります。……」 国の行なう公開活動は円滑に回転してゆくのであるが、 この両者の増額については今後一段の努力をつくさなけ つぎには輸送

物館自体が所有者の寄託をうけて預つている出品物である。 寄託による出品が勧告・承認の出品件数より上廻つている。 博物館には勧告・承認による出品ばかりでなく、 「寄託」による出品もあつて、件数からいえばむしろこの 寄託による出品が勧告・承認と異なる点は、 これは文化財保護委員会が自ら行なうものではなく、 国宝・重要

ばならないと考えている。

れる。ところで寄託による出品といえども、 化財保護委員会の行政的顧慮があるのに対し、 礼は、文化財保護委員会事務局の予算でなく、 文化財に限らず重要美術品や未指定物件もあること、また出品給与金といわずに出品謝金とよばれている出品 かえたものが多い。要するに出品宝物について、 昭和二十五年の秋、 かえるならば、博物館の方から頼み歩いて、所有者から借りてくる場合が多いことは勧告の場合と変らないのである。 のわからぬままに左右されているような印象を与えるのである。勧告や承認、あるいは寄託という出品の取り扱い れてきたり、またあるものは寄託だからといつて博物館から謝金がおくられてきて、 討とともに委員会として努めなければならないことである。 品申し出を承認したのでなく、それまで各館に国宝保存法の命令出品ででていたものを名前だけ勧告ということに 機会あるごとに所有者に説明して理解してもらうようにつとめているが、 国宝保存法が文化財保護法にきりかえられた時は、新たに所有者に出品を勧告したり、 決して所有者が自発的に博物館に預けにきてくれるものではなく、 寄託は博物館自体の陳列計画にもとづく出品であることなどがあげら 博物館自体の予算から支出されていること。さらに勧告・承認には文 勧告とか承認とかいつて、 文化財保護委員会事務局から給与金が送 所有者への理解はこの制度の再 いわば国の都合で所有者はわ 所有者の への謝

在では各地方に施設の面ですぐれた博物館・美術館 にを取り扱う施設を五館以外にもひろげ、 たあるように、 いる傾向があつて、地方の人々には文化財の理解と鑑賞の機会が十分に与えられているとはいえない。しかるに現 必ずしも適当でなく、 一承認を取り扱う施設として、東京・京都・奈良国立博物館、 国の力で助成してゆきたいが、 しかも文化財の公開は、 せめてブロツクに一つぐらいはすぐれた古美術品が陳列されている博物館 年間三百五十万円足らずのいまの公開の予算では、 デパ がつくられつつあるのであるから、文化財 ートなどを会場とする展覧会がとかく大都市において行なわ 大阪市立美術館、鎌倉国宝館の五館に限ること 保護委員会は勧告・ 助成とい うのもお 承 九

とがましいほど遠い理想であろう。

# 一 所有者または所有者以外の第三者が行なう公開

場合も同じである。もちろん財政事情にめぐまれて独力で公開活動をしている所有者もあるが、デパートを会場とす どこか有力なところとのタイアップを考えるのは自然の成行である。自分のところを観光の時流にのせようと企てる るような事情がおとつて、その財源を宝物に求めようという場合、 る展覧会(これは欧米諸国では例をみないことである) に公開の場を求める者があることも故あることである。 難であろう。 保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」とは、 に説く所有者等の心構えである。大きな社寺では宝物館等の施設でこれを行なつているが、 · わんや中小社寺や個人では法律はよくわかつていても、 の所有者その他の関係者は、 大きな社寺でも財政状況は必ずしも富裕なところばかりではないから、たまたま何かまとまつた金が要 文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、 その趣旨に添うことは自分自身だけではほとんど困 社寺での拝観料収入では多寡が知れているので、 これを公共のために大切に 管理がなかなか大 保護法の冒頭 (第 -- 171 --

しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。」とあり、 文化財保護法では、その第五十三条に「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他 知られる奈良の古社寺で、 Mデパー トでの展覧会はこの規定にもとづいて主催者が文化財保護委員会に申請し、 言わめて活潑に催されたこの種の展覧会の流行の皮切りは、昭和二十七年にM新聞社が主催して東京日本 でひらいた「春日・興福寺展」といえよう。 この時は興福寺の国宝阿修羅像が万都の人気をあつめた。 春日大社と興福寺はいうまでもなく藤原一門の氏神 その許可を得て行なわれている。 あの美少年のような乾漆像の ح デ 0

物語展」や「正倉院展」が、いつもは閑散とした国立博物館を思い出したように人の波で埋めるごとく、いわば一つの企 を一層気安くしたのではなかつたか。 容貌に憧れる人々は、まだ寒い季節であるにもかかわらず会場に入りきれなくて順番をまつために、 博物館ではなくて、雨の日も漏れずに地下鉄からエレベーターで会場へゆけるデパートであつたことが、観にゆく人 画がたまたま時機に適して人気をよんだのである。もう一つ想像を加えるならば、 ートの屋上にえんえん長蛇の列をつくつた。当時、博物館で名品がみられなかつたわけではない。 上野の山を歩いて漸くたどりつく 吹きさらしのデ

ように、 た。それは文化財の取り扱いの問題で、ある人の言葉をそのまま借りれば、 には一層の名品の出品を競つて、 慎重を欠く取扱いで万一の事故があつたらどうするかということである。また事実、前の展覧会をしのぐために、 人のような古文化財」を、長途の貨車輸送をしたあげく、もともと文化財展観を目的としてつくられていないデパー まことに有意義な企てであつたが、他方その弊害も早くもあらわれて識者の一部から批判の声がきかれるようになつ 開催された。 トの臨時の会場で陳列公開してよいのかということである。ましてデパートの売場は「土一升・金一升」のたとえの どの展覧会もなかなかの盛況であつた。これらは文化財の活用、ひいては文化財保護思想の啓蒙普及のために、 空けておく時間を極度に惜しむから、陳列も撤回も寸秒を争つて、時には徹夜作業も行なわれる。そういう 社寺のネームバリユーと新聞社の広報力と、そしてまたデパートの入り易い会場とが三位一 体に なつ 唐招提寺等々、これを機縁に各大社寺の出開帳ともいうべき展覧会は、その後続々とデパート 輸送にも陳列にも無理や危険を感じさせる例がないでもなかつた。 「永い年月を経て命数いくばくもない老

七月のことである。 このような事情から文化財保護委員会が「公開取扱注意品目」を決めなければならなくなつたのは、 これは「公開活動を制限する意図のものではなく、 国宝重要文化財が安全な環境、 ふさわ 昭和二十九

設で行なわれることを願う」趣旨であつたが、当座は私権を束縛するものとして社寺側の反対も大きかった。 扱注意品目は次の三つのグループに分け、 二二六件をえらんでいる。 公開取

現状において損傷が多いため、 限するもの 或いは移動により損傷のおそれが極めて大なるため、 現在地よりの移動を

但し、目下他に出品中のものの返還はこの限りでない。

大きさ、重量よりみて移動の可能性は少いが、第一類に準じて移動を制限するもの。

第三類 もの。 特に価値が高く、 且つ移動、 取扱いにより損傷のおそれがあるため、 臨時の展観施設への出品を制限する

とがあり得る。 但し、極めてまれに行われ、 且つ意義深く、やむを得ぬ事情がある限り、 条件を付して出品を許可するこ

なるものはその後三回改訂された。修理等が済んで取扱いに危険を伴わなくなつたため制限を解除したも し、新しく文化財に指定になつたり、破損の程度が進んだりして注意品目に加えられたものもある。 このような制限はデパート等臨時施設における展覧会に最も関係が深いものであるが、この「公開取扱注意品目 の 4

十五年七月に四一一件と漸増して現在に及んでいる。 前記のように当初は二二六件であつたのが、 昭和三十一年九月に三三六件、 昭和三十四年五月に三八六件、 昭和三

れる。 扱つたものに変り、最近では一つのテーマをきめて出品品目をあつめるというような方向をとりつつあるように思わ 外国には例のないことかもしれないが、 ト等における展覧会の、 この十年間の傾向は、 日本の場合、 まず特定の社寺を取り扱つたものから特定の作家を取り デパートにおける展覧会が文化財保護思想の普及啓蒙に

品ばかり陳列して大きな成果をあげたデパート展もいくつかある。これからもデパート展は引続いて各都市で行なわ 果たした役割はきわめて大きく、 館ではないのであるから、そこで行なわれる文化財の公開も、博物館・美術館のそれとはおのずから差異があるべきで 考える必要があろう。 れるであろうが、これらが博物館・美術館へのショーウインドー 一般に親しまれる施設になる機縁になつてほしいとも思う。 むしろ博物館 ・美術館ではできないような公開があつていい筈であると思うのである。 上野の山まで一日がかりで拝観しに行くという時代は過去の時代で現代ではな われわれもその意義を十分評価しなければならない。ただデパートは博物館 それには博物館・美術館の所在地についても改めて -になつて、博物館 ・美術館が 現に未指定の美術工芸 いまより以上に活用さ

# 第 六 節 美術工芸品の記録保存 (模写・模造)

門においては特に建造物に付属する壁画等について強く、文化財保護委員会発足以来の懸案として大蔵省へ予算要求 写から着手することができた。 をつづけていたところ、ようやく昭和二十九年度からこれをみとめられて、 製作後永い年代を経て、 せめて現状においてこれを把握し、 年とともに剝落損傷してゆく文化財は、 後世に伝えるとともに、学問研究にも役立てたい希望は、美術工芸品の部 保存修理といえどももとの姿を完全にはとどめ得 まず京都府宇治の平等院鳳凰堂の壁画模

鳳凰の板壁や扉にのこる絵は一般にも知られているとおり九品往生図 類の姿を描いたもので、 各画面とも剝落や損傷がひどくて、 鳳凰堂の建物自体や本尊の国宝阿弥陀如来とともに藤原美術の粋ともい 下半分は楽書と擦傷でほとんど失なわれ、 一つまり阿弥陀の極楽浄土に人間 約百年前の画家田山 われるべ 品が往生す

その現状を把えなければ永久にその機を失うことが憂慮されていたのである。 訥言が行なつた模写と比べると、 一世紀の間に全体の剝落損傷がいかに激しいものであるかを知ることができょいま

史画の有職故実に明るい菊池氏が模写指導を快く引受けてくれたことは、まことに心強い限りであつた。 の重鎮菊池契月画伯を指導者として、松元道夫、 昭和二十九年度の予算は約百九十万円で、文化財保護委員会では早速担当画家の人選にとりかかり、 吉田友一、林屋源之助の九氏を依頼することになつたが、京都名誉市民にえらばれたような画壇の最長老で、 川面稜一、多田敬一、中島卯一郎、 河津友重、安非貞次、 京都日本画塩 入江酉一

よらず、 業能率をあげなければならない。 明になつているので、その精確な模写をつくるということは参加画家達にとつてなみなみならぬ努力と根気とを必要 下品中生観図の三画、あわせて約二百平方尺、図様の比較的よく残つている部分を局所模写することからはじめた。いぼを含むとない。 とした。また、 作業することとし、 理でとりはずされた各壁画は、 物を仕事場としてはじめられた。 模写を行なつた。 この模写作業は昭和二十九年八月五日から、京都府が国宝建造物の修理工事のためにたてた、平等院境内空地の 鳳凰堂の解体修理の進捗とにらみあ わ せ てまず最も急がねばならぬ壁画-相当の苦労だつたにちがいない。 これに加えるに仮設の画室は炎暑酷寒で、 建造物修理工事の関係で壁画解体期間には限度がある。 画家は乗り板を利用して、斜めに横たえた壁画の上に乗り、上から「あげ写し」の方法で各細部の 合成樹脂で完全に剝落防止の措置をした上、模写室に搬入され、三画同時に平行して しかも画面は縦横十五尺から十一尺という大きなもので、精緻な図様が損傷で不鮮 もともとこの年度は二○○万円足らずの予算であつたから全体に及ぶことは思 京都市中から宇治へ朝夕のラツシュにもまれての通勤の したがつて模写も長からぬ時日で最大の作 仏像壁々画、 中品中生観図、 修 Ь 建

地元の京都府はじめ関係府県市からこの事業に寄せられた理解と厚意は、まことに多とすべきものがあつた。 参加

画家のうちには高等学校や中学校の教職についている人もあり、折柄地方財政の逼迫で教職員整理が話にのぼつて の不安が各方面の協力で解消できたことは、画家達の製作意欲に大きなプラスとなつた。 た時期であつたから、 模写事業への参加の情熱の反面、 将来の生活上の不安も多いという立場におかれたと思う。 ح 65

楽書に至るまであますところなく現状を把えた細密な筆致が、多くの人々に大きな感銘を与えて好評を拍した。菊池 画伯以下参加画家達の努力精進には、まことにみるべきものがあつたのである。 昭和三十年三月上旬に一部完成したこの年度の模写は、その四月に東京国立博物館で特別展観され、

家達を落胆せしめ今後の模写事業に大きな障がいになるのではないかと気づかわれた。幸いにして指導者の後任に、京 至つていないといえるのである とりかかつている。 旧四天柱にのこる絵の模写でこれを完了する予定のほか、新たに日野法界寺阿弥陀堂の飛天図、阿弥陀図等の模写に 都に生まれ、京都で画業に精進された榊原紫蜂画伯が、参加画家一同の懇望で引き受けられ、この壁画模写は昭和三 たことは事実である。 癌でなくなつた。模写が直接原因ではないが、身心を刻んでの日々の作業に病気の進行を気づかず、これが死期を早め に次ぐ年長者であつたこの人は、 -一年度末でつつがなく終了した。次いで同じ顔ぶれで醍醐寺五重塔板絵にかかり、 しかしこの間には不幸な事件もあつた。それは参加画家の一人、安井貞次氏の急逝で、グループのなかで松元道夫氏 法隆寺金堂壁画の大きな不幸のあと昭和二十九年度から再開されたこれらの模写事業は、まだ全行程の半ばにも 今後に予定されているものには、奈良県室生寺の金堂壁画、大分県富貴寺の本堂壁画などがある また指導者として中心にたつていた菊池契月画伯も昭和三十年九月に亡くなつて、 意見の中庸と真面目な努力ぶりとは画家達の敬愛の的であつたが、 昭和三十五年度にはその残りの 模写の半ばに 特に参加画

美術工芸品の記録保存としては、 以上の絵画の模写とともに、 彫刻・工芸品などの模造作製がある。 識者のある人

写・模造品は今日かけがえのない存在になつているのである。 という名品が全部そこに集まつている。第二次世界大戦でフランスのいくつかの名品が戦火で失われた現在、 えておこう。その美術館は模写・模造品だけを公開している。本物ではないが、フランスの建築、彫刻、 もつともいけないことであるというのである。この批判は読者にまかせるとして、 もつて代替すべきであると言つている。大衆啓蒙を主眼とするデパー 模写・模造事業の予算を現在の何十倍にも増額充実して、 国宝重要文化財の公開はすべてからく模写・模造品を ・トの展覧会に、本物を出して陳列するなどは、 パリのある美術館のことをつけ加 絵画の名品

### 第 七 節 美術工芸品の買上げ

で買上げた文化財は、資料篇に示すとおり昭和三十四年度末現在で四十八件になる。 文化財保護の一つの方法として、国による文化財の買い上げがある。その主管課はかつては会計課、現在は管理官事 買い取り品目の選定とか所有者との交渉とかには、美術工芸課も関与している。 委員会発足以来、 国

つたものを、 白吟行図で、 取つたものである いまこれらをふりかえつてみると、一番はじめに買取つたのは東京の繭山順吉氏(古美術商、竜泉堂)所有の梁楷筆李 繭山氏の協力で国内にとどめえたものである。また、古屋幸太郎氏(古書籍業、柏林社)等から買い取つた 出雲の松平家旧蔵のものである。これは当時未指定のものであつたが、 いまは国宝に指定されているが当時は未指定で、 とれはいくつかに切り離して売買される直前に国で買 海外との商談がまとまりつつあ

国宝・重要文化財に当然指定されるようなものでも、 調査未了のため現在なお未指定のものがのこつていて、 買い

財であつてもさしつかえないが、 上げと同時に指定したものもいくつかある。 英国では輸出申請があつた場合 文化財に指定すれば流出を阻止できるわけであるが、 外輸出を禁止されているし、重要美術品の場合は許可が必要である。したがつて優秀な未指定品でも輸出寸前に重要 えをもつものではないが、 が所有すべきもの、 なくなつたり、海外へ流出したりするものがでてくる。また、 た米国では、 な減免税の恩典があるときくが、これも真似したい制度である。 文化財に類するものの所有者が亡くなつて遺産相続をする場合、 あるいは国でなければ到底所有しきれぬものもある。われわれは何から何まで国が買うという考 やはり国が買わなければならないもののあることを否定できない。 それを許可せざれば国が買うという制度になつているが、それが当然であろう。 古美表品の売買にはとかく悪徳ブロー 国内のしかるべき所有者の間で移動するならば、 国家が個人の所有物にそこまで介入するのはどうであろうか 文化財のなかには、 カーがつきまとつて、所在や所有権がわから それを博物館、 保存上民間でなくどうしても国家 それが国宝・重要文化 美術館に寄付すれば大 国宝・重要文化財は海 ま

議会で審議し、評価はその物件に利害関係をもたない収集家や業者を買収評価員に委嘱して、適正な売買が行なわれ 取り予算をもつということもよいが、 るようにしている。国家相手のことであるから高くてはいけないし、 な弾力性のある矛算でありたい 文化財保護委員会で指定文化財を買い取るときは、文化財専門審議会に諮問する一方、部内の職員から成る買取協 調査が不充分な現在、 この買い取りの予算も他の予算要求同様資料(候補品目を掲げて)をそろえて要求するのであるが、重要美術品な (い取りの予算は千四百四十万円に過ぎず、これでは国が買取らなければならない名品はとても買いえない。 海外流出を目前にして短時日の間に処理しなければならない場合が多いので、 緊急に買い取らなければならない時にはその都度予算を追加してもらえるよう また不当に安くてもいけない筈である。 一定の買い しかる

ただでさえ出品品目の不足で悩んでいる国立博物館であるから、 しているし、 の所有に帰した文化財は、 そこで国民大衆のために公開できるような方策をとりたいと考えている。 しかも国有文化財の修理費予算はきわめて僅かで、 公開によって活用しなければならない。 今後は国が買い上げた文化財は修理のうえ国立博物 いまのところ宝の持ちぐされ状態を脱していない。 ところがその大半が公開に適しないほど損傷

# 第 八 節 美術刀剣類の登録と製作の承認

### 銃砲刀剣類等の所持の禁止

の名刀類が没収され、 た後も、それは表面上のことで実際は各地で遺憾な事件がひん発した。 ような不祥事件もおこつた。とうした美術品である刀剣類が武器と一緒に扱われた処置も当初はやむを得なかつたか もしれないが、 されたのをはじめとして、 た美術刀剣も、 ?た武装解除と再軍備の禁止で、連合国軍最高司令官から昭和二十年九月二日に「民間武器類の引渡準備命令」が出 美術工芸品のなかで戦争の大きな波にもまれたものに刀剣がある。 ジープで神社へ乗りつけて来た外人将兵が、 警察署に提出あるいは直持連合国軍将兵の手によつて回収された。この回収は時としては没収で、 一部愛刀家の寝食を忘れた努力によつて、 海外へ流出したのはこの間のことである。 「民間武器回収命令」、「民間武器引渡命令」と相次ぐ命令が発せられ、 宝物庫へ案内させ、神官のみている前で刀剣を持ち去るという 美術刀剣類は審査の上で仮許可証を交付し所持が認められ (昭和三十四年の秋、 終戦後、 国宝十六件、 進駐軍の占領政策の一環として行なわ 専売公社理事で愛刀家の佐藤醇造氏 重要美術品等認定物件二十六件 全国各地に散在し

その機会に行なつた返還運動が成功して、重美一件が戻つてきたことを付け加えておく。

ものとして許可の枠からははずされ、文化財保護委員会の登録を受けることとされた。 品もしくは骨とう品としての価値のある火なわ銃式火器や美術品として価値のある刀剣類は、 刀剣類等所持取締令」を公布したが、その少し前、 おいて処理することとなつた。政府はこのためにいままでの規制の内容等を一部変更是正し、 砲刀剣類に限り、各都道府県の公安委員会で刀剣審査委員の鑑定を受けて許可を受けた場合には、 のである。 によつて以前の命令は廃止され、実用的な銃砲刀剣類の所持使用等の禁止あるいは制限は、 から施行された。 こうした経過を経て、昭和二十一年六月三日付け勅令第三百号で「銃砲等所持禁止令」が制定公布され、 刃渡り十五センチメートル以下は許可も登録も不要としている。 その後約五年を経て、 「なぎなた」は刃渡りの長短を問わずすべて取締りの対象となつていたが、 との禁止令では銃砲刀剣類の所持を原則として禁止しているが、美術品または骨とう品である銃 昭和二十五年五月二十九日「日本民間人所有の武器引渡に関する指令」がでた。と 文化財保護委員会が発足したため、 なお、 この取締令においては、 新令ではその種別の如何にか 同年十一月九日 以前の禁止令の 武器ではなく鑑賞用の 今後日本政府の責任に 同月十五 とき

財保護委員会がこれを任命した。この登録事務は、 て各都道府県に数名ずつ任命した。任期は一カ年、 これを円滑に進めるために、 及び刀剣類の登録に関する規則」を定めた。 文化財保護委員会では昭和二十五年十二月一日に 翌昭和二十六年の三月からはじめられた。 各都道府県の教育委員会に委任し、 それによると、刀剣の登録事務は全国各地の所有者の便宜を計り、 その趣旨を一般国民に十分知つてもらうため多少の準備期間をお 非常勤として、毎年都道府県教育委員会の推せんによつて、 「銃砲刀剣類所持取締令第七条第一項に規定する火なわ銃式火器 登録のための審査委員を全国で二百六十名以内とし かつ

戦後の社会情勢が安定するに伴なつて、 指示が出されたが、その効果は大きく、 られるものに限り、 た。そこで昭和二十五年十一月二十八日付けで国家地方警察本部次長から「美術品または骨とう品として価値を認め ように思われはしないかというような思惑もあつて、警察へ届け出るのをおつくうがる人々の多いことが 予 想 され は、所轄警察署に発見届を提出した後、 録を行なうこと、また同時にこれらの台帳の整備も併わせてすることで、各府県はもとより、文化財保護委員会も大 いに繁忙をきわめ、 登録の初年度には、 係官は明けても暮れても登録証に公印を押す仕事ばかりであつた。刀剣が新たに発見された場合 都道府県の教育委員会を通じて、警察に届け出る等の便宜の取扱いをするも差支えない」 所持の許可を受けている刀剣の許可証を登録証に書き換えること、 都道府県教育委員会で登録を受けることになつているが、いままで隠していた 従前の許可証を書換えるよりも、 疎開してあつた荷物の整理等で発見されたことも一因であろう。 より多くの新規登録件数があつた。 新たに発見された刀剣の登 という これは

### 二 美術刀剣類の製作の承認

光を与えるものであった。昭和三十年の新春 合は文化財保護委員会の承認を受けることとなつたことは、敗戦後長い間その途を閉されていた刀工に対して大きな うになつた。 でいた。ところが昭和二十八年八月一日新たに「武器等製造法」が定められ、ようやく刀剣類の製作が許可されるよ る」旨が規定されていて、銃砲刀剣類もこの兵器というなかに含まれたため、 「兵器・航空機等ノ生産制限ニ関スル件」のなかに「兵器・航空機・戦闘用艦艇・弾薬等の生産または加工を禁止す 刀剣を製作することについては、 この法律の制定に伴なつて、 昭和二十年九月二十二日に連合国最高司令官から日本政府あて発せら 銃砲 財団法人日本美術刀剣保存協会主催で新作刀展覧会が行なわれたが、 刀剣類等所持取締令が一部改められ、 製作はもちろん、 新たに美術刀剣類を製作する場 加工さえも禁止され

の低下がみられず、予想以上の好成績で関係者を喜ばせた。 全国各地の刀工から出品参加があり、その結果は、製作禁止期間が長期にわたつたにもかかわらず、 技術にはさほど

上しつつあり、 この新作刀発表の展覧会は、 日本古来の伝統技術が立派に保存されている。 日本美術刀剣保存協会の主催で、 その後も毎年行なわれているが、 製作技術は年々向

#### 銃砲刀剣類所持取締法の制定

それぞれ取り扱いの変つたことを通達した。幸いその後、趣旨の徹底と各警察官の理解ある処置によつて登録事務は 警察署に一時預りはしないという条件のもとに、警察庁の申し入れどおりにすることになつた。すなわち昭和三十二 届を警察署に提出しても決して処罰の対象とするようなことはしない。またその刀剣は必要やむを得ない場合以外は 円滑に進められている。 いる実情であるから、これを改めることは登録の低下をきたす恐れがあると考えられ、種々協議を重ねた結果、 届を提出してもらうように処理したい」との申し入れがあつた。 年経つた現在、 和三十二年のはじめ警察庁から文化財保護委員会事務局に対して、 「発見届取扱要領」が決定し、警察庁は各都道府県警察本部へ、文化財保護委員会は各都道府県教育委員会へ さきの国家地方警察本部次長通達による刀剣発見届の便宜処置を改正し、法規に基づいて警察に発見 しかしながら現在も年間数多くの発見届が出されて 「銃砲刀剣類等所持取締令が施行されて約十

所持を合法的にする必要もでてきたので、 などを悪用するので銃砲刀剣類取締令の強化が考えられて来た。一方、わが国で開催される国際競技に際して、 この警察庁の申し入れは、主として治安維持の見地によるもので、いわゆる町の暴力団等が規制の間隙に乗じて刀 昭和三十三年のはじめから警察庁が中心となつて関係官庁間で打ち合わ

できた。 た。この改正にあたつて、原案では美術刀剣に対しての規制もかなり厳しかつたが、 を行ない、銃砲刀剣類等所持取締令を廃じて戦銃砲刀剣類等所持取締法」を定めたのは同年四月一日のととてあ ら参議院に陳情書が提出され、 また、 もとより文化財保護委員会も警察庁側と折衝して、 前記の日本美術刀剣保存協会が かなりの緩和をみることが

則銑」「銃砲刀剣類登録規則」「美術刀剣類製作承認規則」が制定されたが、主な改正点をあげると次のとおりである。 る規則ならびに美術刀剣類製作承認規定等が廃止せられ、新たに「銑砲刀剣類等所持取締法」「同法施行令」「同施行規 こうして、従来の取締令、同施行規則および同令第七条第一項に規定する火なわ銑式火器および刀剣類の登録に関す

- 収締法では銃砲刀剣類等の所持に関して、危害予防上必要な規制について定める旨を明らかにしている。
- 許可または登録を受けた銃砲刀剣類といえども狩猟等の用に供するが、そのほか正当な理由がある場合以外は または運搬してはならないとし、その違反に罰則を設けている。 <del>--- 183 ---</del>
- 3 本邦で行なわれる国際競技に参加する外国人に対して特例を設け、 けん銃の所持を許可できるよう に 7
- ちな刀剣類の顕在化をはかつている。 一般の風俗慣習上、 所持することがやむを得ないと認められるものについて許可制をとり、 とかく隠匿されが
- 本邦に上陸しようとする者が銃砲刀剣類を所持する場合、 これを仮領置することができることとしている。
- 刀剣類の製作者等の使用人も、 届け出の手続をすれば、 業務のために銃砲刀剣の所持ができるように して 65

定した後は町の景力排除の対象になつて、 術品としての刀剣製作が、 つて来ている。 百錬の鉄とよばれ、 また重要無形文化財保持者に認定された愛媛県の高橋貞次氏に続く刀工達も次々に輩出しているから、 しかし日本の美術工芸品として昔から特殊な位置を占めてきた刀剣に対して、日本人の愛好心はきわ 日本人の魂といわれた刀剣であつたが、それだけに敗戦の風当りは強く、また戦後の混乱が安 今後ますます盛んになることも疑いないであろう。 取締法規改正に視点をおいてみた場合、おおむね以上のような経過をたど

## 第 九 節 古美術品の輸出鑑査証明

美術品等認定物件については別項で述べたように、 委員会が文化の国際的交流その他の事由により特に必要を認めて許可した場合はこの限りでない 午後五十年を経ざるもの及び輸入後一年を経ざるものはこの限りにあらず」と規定している。 古美術品輸出に関する法の規定は、 文化財保護法はその第四十四条で「重要文化財は輸出してはならない。 「主務大臣の許可を受くべし、 但し現存者の製作に係るもの、 」といい、 また重要

構や輸出手続のうえに幾変遷のあつたこともまたいうまでもないことであつた。この間にあつて、 貿易の時代並びに自由貿易になつた現在と、概略三段階に分かれることは周知のところであり、この間関係官庁の機 西から船積みされるものは博物館・美術館の担当官 終戦後これまでの輸出貿易を概観するならば、 輸出品目が指定、 といってもい 認定物件に該当しないという証明を、貿易庁の依頼によつて文部省担当課が添付しており、 い戦後のこの時期の多くの輸出品目のなかでは、 貿易公団による政府貿易の時代、 -Museum official の証明によつて通関が行なわれていた。 古美術品などはまことに紛々たるもの SCAPの認証を必要とした許 古美術品につい

出したもののなかったことは幸いであった。 で はその家族等の携帯荷物には、日本の税関は手をふれにくい時代であつたから、指定・認定品が国外へ搬出される危険 むしろ日本の戦後貿易が当面していた問題の圏外に置かれていたといえる。 との頃新聞雑誌もしきりに国宝流出問題をとりあげた。 しかしこの時代にこういうル 戦争直後は、外国軍人、軍属あるい トで国外へ流

ものなので、税関自身慎重を期すとともに、文部省や博物館側もいわば税関長の検査の便宜のために、 が行なわれてきたのである。 指定・認定物件がまじつて流出した場合にはじめて問題になりこそすれ、 関与しなくなつてからは、 ても博物館にしても添付の要はなかつた。 戦後の安定がやつて来て、 古美術品の輸出承認はもつばら税関長の権限に属することとなり、 輸出に対する制限措置が緩和され、特定の代金決済方法によるもの以外は通商産業省 しかし鉄工品とか繊維品とかいうように種目全体で判別できない性質の 輸出可否に関する鑑査証明書は、 例えば輸出品のなかに 鑑查証明書添付 文部省に

護委員会事務局だけで処理することは無理であるから、 たうえで、 先き立つて、 から、輸出手続に伴つて大蔵省税関部や通商産業省通商局としばしば協議し、古美術品輸出申請者は税関での手続に 行当初からの無理からぬ希望であるが、現実の問題としてはなかなか実現困難であつた。文化財保護委員会ができて 重要美術品などの完備した目録や写真を各税関に備えつけてほしい 税関側の希望は、各海空港の近くに指定・認定の有無を鑑査してくれる機関がほしい、せめて国宝・重要文化財 これによつて通関が行なわれるようになつた。それにしても国内全般にわたるとの問題を、 事務局長名で国宝重要文化財や重要美術品の指定もしくは認定あるものに該当しない旨の証明 貨物を梱包する以前に委員会に証明願を提出し、 昭和二十八年から京都国立博物館へその事務の一部を正式に 委員会では担当技官が添付写真もしくは現品を実査し -という点に帰着し、これは重美保存の法律施 東京にある文化財保 を交付

の発行件数は次表のとおりで、 同館でも鑑査を証明書交付を行なうようにした。昭和二十五年度以降十カ年間の古美術品輸出鑑査証明書 この輸出鑑査証明業務は非常な増加を示していることがわかる。

古美術品輸出鑑査 証明書発行件数表						
年 度	件数					
昭和	件					
25	145					
26	628					
.27	1,534					
28	3, 618					
29	7, 860					
30	8, 930					
31	16, 538					
32	17, 625					
33	34, 209					
34	27, 529					
ät	118, 615					

明になつて転々としていた重要美術品等が混入している場合があつたり、未指定でも重要文化財の指定基準にスレス まりつつあるので、 た場合には、ますます困難の度をますであろうし、一方ではいまのところ未指定の明治美術に対する欧米の関心が高 レのものがあつたりして、担当技官が苦しむことも多い。 卒直にいつて、これら輸出古美術品の大半は一般以下の水準のものである。ところが、うつかりしていると所 これについても慎重に考えなければならない。 将来、重美整理が一段落して認定物件という枠がはずされ

包運輸業者等が集まつて「日本古美術品輸出協会」が結成され、輸出鑑査証明申請業務を代行するとともに、 理であるが、 これらの業務については、特に古美術業者等の協力にまつところも多い。昭和三十四年七月に東京の古美術商や棚 認定物件の海外流出防止にも協力してくれることになつた。まだ発足後日も浅くて多くを期待することは無 善意の業者との連繫は今後一層に強化して、 この人達の協力をも求めなければならないと考えている。 相戒め

#### 第 建 造 物 0 護

であろう。 れを修理棟数によつて戦前の最盛期である十カ年と比較してみるとき、 進展をみせている。 昭和二十五年に文化財保護法が制定されてから今日まで十年の間に、 (第一表参照) それらの実績は、 建造物の指定、 修理、防災施設その他あらゆる点で明らかであるが、 約三倍以上に達していることをみても明らか 国宝・重要文化財等建造物保護の事業は著し いまそ

第一	- 表	(昭和	35. 4. 3	1現在)
良	修理		年 度	修型数
3和 5	24	年度	昭和 25	82
6	10	別修	26	88
7	8	理棟	27	39
8	16	数の	28	63
9	22	推 移	29	91
10	30	***************************************	30	55
11	27		31	72
12	31		32	41
13	23		33	69
14	19		34	56
計	210		計	656

建造物保護の事業が、 昭和二十五年以降とのような進展をみせたととにはいろいろ理由があげられる。大きくは第